

第 10 講 商標法

< 赤色は著者の注釈
青色は平成 17 年 6 月改正法
緑色は平成 18 年 6 月改正法
条文は原文を参照のこと >

平成17年6月商標法改正については、以下のように説明されています。

1. 法律改正の目的

地域ブランドをより適切に保護することにより、競争力の強化と地域経済の活性化を支援するため、地域名と商品名からなる商標について、団体商標としてより早い段階で登録を受けることを可能とする措置を講ずる。

2. 法律改正の概要

地域おこしの観点から地域名と商品名からなる商標を当該地域の産品等に用いて、地域ブランドとして当該地域経済の活性化に結びつけようとする取組が増加している。一方、現行商標法では地域名と商品名からなる商標の登録を全国的な知名度を有する等、一定の要件の下でしか認めていないため、全国的な知名度を獲得する前の段階から一般の産品等と差別化を図りたいとの要請には十分には応えきれない状況にある。このため、地域ブランドに係る商標を適切に保護する観点から、以下のような措置を講ずる。

- ・ 地域名と商品名からなる商標（地名入り商標）について、事業協同組合や農業協同組合によって使用されたことにより、例えば複数都道府県に及ぶほどの周知性を獲得した場合には、地域団体商標として登録を認める。
- ・ 地域団体商標が登録された後に、周知性や地域との関連性が失われた場合に無効審判の対象とするとともに、商品の品質の誤認を生じさせるような不適切な方法で登録商標を使用した場合に取消審判の対象とする。
- ・ 地名入り商標の出願前から同一の商標を使用している第三者は、自己のためであれば当該商標を引き続き使用することができる。

また平成18年6月の「意匠法等の一部を改正する法律」の目的は、

- (1) 権利保護の強化デザイン（意匠）の創作やブランド（商標）の確立、革新的な発明（特許）によって我が国産業の国際競争力を強化するため、国際的な制度調和の観点も踏まえ、産業財産権の保護の強化、権利取得の容易化を図る。
- (2) 模倣品対策の強化模倣品被害の国際的拡がりが見られる中で、模倣品の流通・輸出入を防止するための措置を強化する。

というもので、商標法については、

- ・ ブランドの保護 …………… 小売業者等が使用する商標について、事業者の利便性向上や国際的
制度調和のため、巧む商標として保護制度を導入する。

- ・ 模造品対策の強化 ... 団体商標の主体を見直し、広く社団(法人格を有しないもの及び会社を除く)も主体となることを可能とする。
侵害行為に模造品の輸出を追加する。
侵害罪について懲役刑と罰金刑の上限を引き上げる。
といったことが行われている。

総則

第1条（目的）

1. この法律は、商標を保護することにより、商標の使用する者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発展に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

第2条（定義等）

1. この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体形状若しくはこれらの結合又は色彩との結合（以下「標章」という）であって、次に掲げるものをいう。
 - 一. 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの
 - 二. 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用するもの（前号に掲げるものを除く）
2. 前項第2号の役務には、小売り及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。
3. この法律で標章について使用とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一. 商品又は商品の包装に標章を付する行為
 - 二. 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気回路を通じて提供する行為
 - 三. 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ）に標章を付する行為
 - 四. 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものをを用いて役務を提供する行為
 - 五. 役務の提供の用に供する物（役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ）に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為
 - 六. 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為
 - 七. 電磁的方法電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次号において同じ。）により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為
 - 八. 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為
4. 前項において、商品その他の物に標章を付することには、商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状にすることが含まれるものとする。
5. この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。
6. この法律において、商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあるものとし、役務に類似するものの範囲には商品が含まれることがあるものとする。

第2章 商標登録及び商標登録出願

第3条（商標登録の要件）

1. 自己の業務に係る商品又は役務について使用する商標については、次に掲げる商標を除き、

商標登録を受けることができる。

- 一. その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
 - 二. その商品又は役務について慣用されている商標
 - 三. その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む）
価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
 - 四. ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
 - 五. 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
 - 六. 前号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商標又は役務であることを認識できない商標
2. 前項第 3 号から第 5 号までに該当する商標であっても、使用された結果需要者が何人かの業務に係る商標又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

第 4 条（商標登録を受けることができない商標）

1. 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。
 - 一. 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標
 - 二. パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締結国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締結国の国旗を除く。）であって、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標
 - 三. 国際連合又は国際機関を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標
 - 四. 赤十字の標章及び名称の使用の制限に関する法律（昭和 22 年法律第 159 号）第 1 条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 158 条第 1 項の特殊標章と同一又は類似の商標
 - 五. 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締結国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であって、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用するもの
 - 六. 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的にしないものを表示する標章であって著名なものと同一又は類似な商標
 - 七. 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある商標
 - 八. 他人の肖像若しくは他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く）
 - 九. 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開催する博覧会であって特許庁長官が指定するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く）
 - 十. 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間で広く認識されて

- いる商標又はこれと類似する商標であって、その商品若しくは役務又はこれらと類似する商品若しくは役務について使用するもの
- 十一. 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第 6 条第 1 項（第 68 条第 1 項において準用する場合を含む）の規定 < 一商標一出願 > により指定した商品又は役務をいう。以下同じ）又はこれに類似する商品若しくは役務について使用するもの
 - 十二. 他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ）と同一商標であって、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用するもの
 - 十三. 商標権が消滅した日（商標登録を取り消す旨の決定又は無効にすべき旨の審決があったときは、その確定日。以下同じ）から 1 年を経過していない他人の商標（他人が商標権を消滅した日前 1 年以上使用していなかったものを除く）又はこれに類似する商標であって、その商標権に係る指定商品若しくは指定役務又はこれに類似する商品若しくは役務について使用するもの
 - 十四. 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 18 条第 1 項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一若しくは類似する商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務に使用するもの
 - 十五. 他人の業務に係る商品又は役務と混同するおそれがある商標（第 10 号から前号までに掲げるものを除く）
 - 十六. 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれのある商標
 - 十七. 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は国際貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されているものを有する商標であって、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用するもの
 - 十八. 商品又は商品の包装の形状であって、商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的な形状のみからなる商標
 - 十九. 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして日本国内又は外国において需要者の間で広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ）をもって使用するもの（前各号に掲げるものを除く）
2. 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的にしないもの又は公益に関する事業であって営利を目的にしないものを行っている者が前項第 6 号の商標について商標登録出願をするときは、同号の規定の適用は、適用しない。
 3. 第 1 項第 8 号、第 10 号、第 17 号又は第 19 号に該当する商標であっても、商標登録出願の時に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。
 4. 第 53 条の 2 の規定（**同盟国等の者の商標に関する不正登録**）により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した場合において、その審判の請求人が当該審決によって取り消された商標登録に係る商標又はこれと類似する商標について商標登録出願をするときは、第 1 項第 13 号

の規定は、適用しない。

第5条（商標登録出願）

1. 商標登録を受けようとする者は、次の事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一. 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 商標登録を受けようとする商標
 - 三. 指定商品又は指定役務並びに第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分
2. 商標登録を受けようとする商標が立体形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む）からなる商標（以下「立体商標」という）について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。
3. 商標登録を受けようとする商標について、特許庁長官が指定する文字（以下「標準文字」という）のみによって商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。
4. 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を表示した部分については、この限りでない。

第5条の2（出願の日の認定等）

1. 特許庁長官は、商標登録出願が次の各号の一に該当する場合を除き、商標登録出願に係る願書を提出した日を商標登録出願の日として認定しなければならない。
 - 一. 商標登録を受けようとする旨の表示が明確でないとき。
 - 二. 商標登録出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が商標登録出願人を特定できる程度に明確でないとき。
 - 三. 願書に商標登録を受けようとする商標の記載がないとき。
 - 四. 指定商品又は指定役務の記載がないとき。
2. 特許庁長官は、商標登録出願が前項各号の一に該当するときは、商標登録を受けようとする者に対し、相当の期間を指定して、商標登録出願について補完すべきことを命じなければならない。
3. 商標登録出願について補完するには、手続の補完に係る書面（以下「手続補完書」という）を提出しなければならない。
4. 特許庁長官は、第2項の規定により商標登録出願についての補完をすべきことを命じた者が同項の規定により指定された期間内にその補完をしたときは、手続補完書を提出した日を商標登録出願の日として認定しなければならない。
5. 特許庁長官は、第2項の規定により商標登録出願についての補完をすべきことを命じた者が同項の規定により指定された期間内にその補完をしないときは、当該商標登録出願を却下することができる。

第6条（一商標一出願）

1. 商標登録出願は、商標の使用する1又は2以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。

2. 前項の指定は、政令で定める商品又は役務の区分に従ってしなければならない。
3. 前項の商品又は役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。

第7条（団体商標）

1. 民法第34条の規定（公益法人）により設立された社団法人その他の社団（法人格を有しないものを除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用させる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。
2. 前項の場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又は構成員の」とする。
3. 第1項の規定により団体商標を受けようとする者は、第5条第1項の商標登録出願において、商標登録出願人第1項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。

第7条の2

1. 事業共同組合その他の特別の法律に設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）又はこれに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用させる商標であって、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用された結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第3条の規定（同条第1項第1号又は第2号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。
 - 一. 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務に普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字からのみなる商標
 - 二. 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字からのみなる商標
 - 三. 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であって、普通用いられる方法で表示するもののみからなる商標
2. 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標を使用している商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。
3. 第1項の場合における第3条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定の準用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員」とする。
4. 第1項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、第5条第1項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するために必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

第 8 条（先願）

1. 同一又は類似の商品又は役務に使用する同一又は類似の商標について異なった日に 2 以上の商標登録出願があったときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。
2. 同一又は類似の商品又は役務に使用する同一又は類似の商標について同日に 2 以上の商標登録出願があったときは、商標登録出願人の協議で定めた一の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。
3. 商標登録出願が放棄され取り下げられ若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は、前 2 項の規定の適用については、初めからなかったものとみなす。
4. 特許庁長官は、前第 2 項の場合、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届けるべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。
5. 第 2 項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公平な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。

第 9 条（出願時の特例）

1. 政府が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開催する博覧会であって特許庁長官が指定するものにパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締結国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締結国のいずれにも該当しない国の領域でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であって特許庁長官が指定するものに出品した商品又は出展した役務について使用した商標又は役務について、その商標を使用した商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から 6 月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、出品又は出展した時にしたものとみなす。
2. 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面を商標登録出願の日から 30 日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

第 9 条の 2（パリ条約の例による優先権主張）

1. パリ条約の同盟国でされた商標（第 2 条第 1 項第 2 号に規定されている商標＜**役務の提供又は証明者の使用**＞に相当するものに限る）の登録の出願に基づく優先権は、同項第 1 号に規定する商標＜**生産者等の使用**＞に相当する商標の登録の出願に基づく優先権についてパリ条約第 4 条＜**優先権**＞に定める例により、これを主張することができる。

第 9 条の 3（同前）

1. 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第 4 条の例により、商標登録出願について、これを主張することができる。

日本国又はパリ条約の同盟国民(パリ条約第 3 条の規定により同盟国の国民とみなされた者を含む)	世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締結国
世界貿易機関の加盟国の国民(世界貿易機関を設立す	パリ条約の同盟国、世界貿易機

るマラッシュ協定付属書 1C 第 1 条 3 に規定する加盟国の国民をいう) 又は商標法条約の締結国の国民	関の加盟国又は商標法条約の締結国
---	------------------

第 9 条の 4 (指定商品又は商標登録を受けようとする商標の補正と要旨変更)

1. 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正がこれらの要旨を変更するものと商標権の設定の登録があった後に認められたときは、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

第 10 条 (商標登録出願の分割)

1. 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に継続している場合又は商標登録出願について拒絶すべき旨の審決に対する訴えが裁判所に継続している場合に限り、2 以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を 1 又は 2 以上の新たな商標登録出願とすることができる。
2. 前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第 9 条第 2 項並びに第 13 条第 1 項において準用する特許法第 43 条第 1 項及び第 2 項<パリ条約による優先権主張の手続> (第 13 条第 1 項で準用する同法第 43 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む) の規定の適用は、この限りでない。
3. 第 1 項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、もとの商標登録出願について提出された書面又は書類であって、新たな商標登録出願について第 9 条第 2 項又は第 13 条第 1 項において準用する特許法第 43 条第 1 項及び第 2 項<パリ条約による優先権主張の手続> (第 13 条第 1 項で準用する同法第 43 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む) の規定により提出しなければならない者は、当該新たな商標登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第 11 条 (出願の変更)

1. 商標登録出願人は、団体商標の商標登録出願を通常の商標登録出願 (団体商標の商標登録出願及び地位団体商標の商標出願以外の商標登録出願をいう。以下同じ) に変更することができる。
2. 商標登録出願人は、地域団体商標の商標登録出願を通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願に変更することができる。
3. 商標登録出願人は、通常の商標登録出願を団体商標又は地域団体商標の商標登録出願に変更することができる。
4. 前 3 項の規定による商標登録出願の変更は、商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。
5. 第 1 項又は第 3 項の規定による商標登録出願の変更があったときは、もとの商標登録出願は、取り下げられたものとみなす。
6. 前条第 2 項又は第 3 項の規定は、第 1 項又は第 3 項の規定による商標登録出願の変更の場合に準用する。

第 12 条 (同前)

1. 防護標章登録出願人は、その防護標章登録出願を商標登録出願に変更することができる。

2. 前項の規定による出願の変更は、防護標章登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。
3. 第 10 条第 2 項及び第 3 項並びに前条第 5 項の規定 < 出願日、出願書類等の援用 > は、第 1 項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第 12 条の 2 (出願公開)

1. 特許庁長官は、商標登録出願があったときは、出願公開しなければならない。
2. 出願公開は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。ただし、第 3 号及び第 4 項に掲げる事項については、当該事項が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。
 - 四. 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 五. 商標登録出願の番号及び年月日
 - 六. 願書に記載した商標 (第 5 条第 3 項の規定する場合にあっては標準文字により現したものの。第 18 条第 3 項第 3 号及び第 27 条第 1 項において同じ)
 - 七. 指定商品又は指定役務
 - 八. 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第 13 条 (特許法の準用)

1. 特許法第 43 条第 1 項から第 4 項まで並びに第 43 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定 < 優先権の主張 > は、商標登録出願に準用する。この場合において、同法第 43 条第 2 項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から 1 年 4 月」とあるのは「商標登録出願の日から 3 月」と、同法第 43 条の 2 第 2 項中「又は世界貿易機関の加盟国」とあるのは「世界貿易機関の加盟国又は商標条約の締結国」と、同項中「若しくは世界貿易機関の加盟国の国民」とあるのは「世界貿易機関の加盟国の国民若しくは商標条約の締結国の国民」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
2. 特許法第 33 条 < 移転可、質権不可、共有同意 > 及び第 34 条第 4 項から第 7 項まで < 移転の届出等 > の規定は、商標登録出願により生じた権利に準用する。

第 13 条の 2 (設定の登録前の金銭的請求権等)

1. 商標登録出願人は、商標登録した後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告したときは、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願にかかる指定商品又は指定役務について当該商標の使用をした者に対し、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払いを請求することができる。
2. 前項の規定による請求権は、商標権の設定の登録があった後でなければ、行使することができない。
3. 第 1 項の規定による請求権の行使は、商標権の行使を妨げない。
4. 商標権が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、商標登録出願について拒絶すべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第 43 条の 3 第 2 項 < 異議申立てによる商標権の取消 > の取消決定が確定したとき、又は第 46 条の 2 第 1 項ただし書の場合を除き商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第 1 項の請求権は、初めからなかったものとみなす。

5. 第 27 条<登録商標の範囲>、第 37 条<侵害とみなす行為>、第 39 条において準用する特許法第 104 条の 3 から第 105 条の 2 <損害計算の算定>まで、第 105 条の 4 から第 105 条の 6 まで及び第 106 条 <信用回復の措置>、第 56 条第 1 項において準用する特許法 168 条第 3 項から第 6 項まで並びに民法第 719 条 <共同不法行為> 及び第 724 条 <損害賠償請求権の消滅時効、3 年> (不法行為)の規定は、第 1 項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知ったときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知りたる時」とあるのを「商標権の登録の日」と読み替えるものとする。

第 3 章 審査

第 14 条 (審査官による審査)

1. 特許庁長官は、審査官に商標登録出願を審査させなければならない。

第 15 条 (拒絶の査定)

1. 審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録出願について拒絶すべき旨の査定をしなければならない。
 - 一. その商標登録出願に係る商標が第 3 条、第 4 条第 1 項、第 7 条の 2 代 1 項、第 8 条第 2 項若しくは第 5 項、第 51 条第 2 項 <誤認・混同行為により商標権取消後 5 年未満> (第 52 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む)、第 53 条第 2 項 <専用実施権者等の誤認・混同行為による商標権取消後 5 年未満> 又は第 77 条第 3 項において準用する特許法第 25 条の規定により商標登録をすることができないとき。
 - 二. その商標登録出願に係る商標が条約の規定により商標登録をすることができないとき。
 - 三. その商標登録出願が第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する要件 <一商標一出願> を満たしていないとき。

第 15 条の 2 (拒絶理由の通知)

1. 審査官は、拒絶すべき旨の査定をしようとするときは、商標登録出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

第 15 条の 3 (同前)

1. 審査官は、商標登録出願に係る商標が、当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の商標又はこれに類似する商標であって、その商標に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用するものであるときは、商標登録出願人に対し、当該他人の商標が商標登録されることにより当該商標登録出願が第 15 条第 1 号に該当することになる旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
2. 前項の通知が既になされている場合であって、当該他人の商標が商標登録されたときは、前条の通知をすることを要しない。

第 16 条 (商標登録の査定)

1. 審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録すべき旨の査定をしなければならない。

第 16 条の 2 (補正の却下)

1. 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定を持ってその補正を却下しなければならない。
2. 前項の規定による却下の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。
3. 第 1 項の規定による却下の決定があったときは、決定の謄本の送達があった日から 30 日を経過するまでは、当該商標登録出願について査定をしてはならない。
4. 審査官は、商法登録出願人が第 1 項の規定による却下の決定に対し第 45 条第 1 項の審判を請求したときは、その審判の審決があるまでその商標登録出願の審査を中止しなければならない。

第 17 条 (特許法の準用)

1. 特許法第 47 条第 2 項 (審査官の資格)、第 48 条 (審査官の除斥)、第 52 条 (審査の方式) 及び第 54 条 (訴訟との関係) の規定は、商標登録出願の審査に準用する。

第 17 条の 2 (意匠法の準用)

1. 意匠法第 17 条の 3 の規定 <補正却下後の意匠についての新出願> は、第 16 条の 2 第 1 項の規定により、決定を持って補正が却下された場合に準用する。
2. 意匠法第 17 条の 4 の規定 (遠隔地等の期間延長) は、前項又は第 55 条の 2 第 3 項 (第 60 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む) において準用する同法第 17 条の 3 第 1 項に規定する期間を延長する場合に準用する。

第 4 章 商標権

第 1 節 商標権

第 18 条 (商標権の設定の登録)

1. 商標権は、設定の登録により発生する。
2. 第 40 条第 1 項の規定による登録料又は第 41 条の 2 第 1 項 <分割納付> の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があった日から 30 日以内に納付すべき登録料の納付があったときは、商標権の設定の登録をする。
3. 前項の登録があったときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しなければならない。
 - 一. 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 商標登録出願の番号及び年月日
 - 三. 願書に記載した商品
 - 四. 指定商品又は指定役務
 - 五. 登録番号及び設定の登録の年月日
 - 六. 前号に掲げるもののほか、必要な事項
4. 特許庁長官は、前項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した商標公報 (以下「商標掲載公報」という) の発行の日から 2 月間、特許庁において出願書類及び付随物件を公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれのある書類又は物件及び公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある書類又は物件であって、特許長官が

秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限りでない。

5. 特許庁長官は、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれのある書類又は物件であって、前項ただし書の規定により特許長官が秘密を保持する必要があると認めるもの以外のものを縦覧に供しようとするときは、当該書類又は物件を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第 19 条（存続期間）

1. 商標権の存続期間は、設定の登録の日から 10 年をもって終了する。
2. 商標権の存続期間は、商標権者の更新登録の申請により更新することができる。
3. 商標権の存続期間を更新した旨の登録があったときは、その満了の時に更新されたものとする。

第 20 条（存続期間の更新登録の申請）

1. 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、次の掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一．申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二．商標登録の番号
 - 三．前 2 号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項
2. 更新登録の申請は、商標権の満了前 6 月から満了の日までの間にしなければならない。
3. 商標権者は、前項に規定する期間内に更新登録の申請をすることができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間経過後 6 月以内にその申請をすることができる。
4. 商標権者が前項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内に、その申請をしないときは、その商標権は、存続期間の満了の時にさかのぼって消滅したものとみなす。

第 21 条（商標権の回復）

1. 前条第 4 項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標者は、その責めに帰することができない理由により同条第 3 項の規定による更新登録の申請ができなかったときは、その理由のなくなった日から 14 日（在外者に遭っては、2 月）以内でその期間の経過後 6 月以内に限り、その申請をすることができる。
2. 前項の規定による更新登録の申請があったときは、存続期間は、その満了の時にさかのぼって更新されたものとみなす。

第 22 条（回復した商標権の効力の制限）

1. 前条第 2 項の規定により回復した商標権の効力は、第 20 条第 3 項に規定する更新登録の申請をすることができる期間の経過後前条第 1 項の申請により商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前における次に掲げる行為には、及ばない。
 - 一．当該指定商品又は指定役務について当該商標の使用
 - 二．第 37 条各号 <侵害とみなす行為> に掲げる行為

第 23 条（存続期間の更新の登録）

1. 第 40 条第 2 項の規定による登録料 <15 万 5 千円×区分数> 又は第 41 条の 2 第 2 項 <分割納付> の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料の納付があったときは、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

2. 第 20 条第 3 項又は第 21 条第 1 項の規定により更新登録の申請をする場合は、前項の規定にかかわらず、第 40 条第 2 項の規定による登録料及び第 43 条第 1 項の規定による割増登録料又は第 41 条の 2 第 2 項の規定により更新登録と同時に納付すべき登録料及び第 43 条第 1 項の規定による割増登録料の納付があったときに、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。
3. 前 2 項の登録があったときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しなければならない。
 - 一. 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 登録番号及び更新登録の年月日
 - 三. 前 2 号に掲げるもののほか、必要な事項

第 24 条（商標権の分割）

1. 商標権の分割は、その指定商品又は指定役務が 2 以上あるときは、指定商品又は指定役務ごとにすることができる。
2. 前項の分割は、商標権の消滅後においても、第 46 条第 2 項の審判（**商標権の消滅後の商標登録無効審判**）の請求があったときは、その事件が審判、再審又は訴訟に係続している場合に限り、することができる。

第 24 条の 2（商標権の移転）

1. 商標権の移転は、その指定商品又は指定役務が 2 以上あるときは、指定商品又は指定役務ごとに分割することができる。
2. 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関又は公益に関する団体であって営利を目的としないものの商標登録出願であって、第 4 条第 2 項に規定＜**団体を表示する著名な標章**＞するものに係る商標権は、譲渡することができない。
3. 公益に関する事業であって営利を目的としないものを行っている者の商標登録出願であって、第 4 条第 2 項に規定＜**団体を表示する著名な標章**＞するものに係る商標権は、事業と共にする場合を除き、移転することができない。
4. **地域団体商標に係る商標権は、譲渡することができない。**

第 24 条の 3（団体商標に係る商標権の移転）

1. 団体商標に係る商標権が移転したときは、次項に規定する場合を除き、その商標権は、通常の商標権に変更されたものとみなす。
2. 団体商標に係る商標権を団体商標に係る商標権として移転しようとするときは、その旨を記載した書面及び第 7 条第 3 項に規定する書面＜**該等法人証明書**＞を移転の登録の申請と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

第 24 条の 4（商標権の移転に係る混同防止表示請求）

1. 商標権が移転された結果、同一の商品若しくは役務について使用する類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務に使用する同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者、専用実施権者又は通常実施権者の指定商品又は指定役務についての登録商標の使用により他の登録商標に係る商標権者又は専用実施権者の業務上の利益（当該他の登録商標の使用している指定商品又は指定役務に係るものに限る）が害されるおそれがあるときは、当該一の登録商標に係る

商標権者、専用実施権者又は通常実施権者に対し、当該使用について、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

第 25 条（商標権の効力）

1. 商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標を使用する権利を専有する。ただし、その商標権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録商標の使用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

第 26 条（商標権の効力）

1. 商標権の効力は次に掲げる商標（他の商標の一部となっているものを含む）には、及ばない。
 - 一. 自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標
 - 二. 当該指定商品若しくはこれに類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。次号において同じ）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又は当該指定商品に類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
 - 三. 当該指定役務若しくはこれに類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期又は当該指定役務に類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
 - 四. 当該指定商品又は指定役務又はこれらに類似する商品又は役務について慣用されている商標
 - 五. 商品又は商品の包装の形状であって、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体形状のみからなる商標
2. 前項第 1 号の規定は、商標権の設定の登録のあった後、不正競争の目的で、自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を普通に用いた場合には、適用しない。

第 27 条（登録商標の範囲）

1. 商標権の範囲は、願書に添付した商標に基づいて定めなければならない。
2. 指定商品又は指定役務は、願書の記載に基づいて定めなければならない。

第 28 条（同前）

1. 商標権の効力については、特許庁に対し、判定を求めることができる。
2. 特許庁長官は、前項の規定による求めがあった場合には、3 名の審判官を指名して、その判定をさせなければならない。
3. 特許法第 71 条第 3 項及び第 4 項の規定 < **特許法第 131 条以下審判手続関係の条文** > は、第 1 項の判定に準用する。

第 28 条の 2（同前）

1. 特許庁長官は、裁判所から商標権の効力について鑑定が嘱託があったときは、3名の審判官を指名して、その鑑定をさせなければならない。
2. 特許法第71条第3項及び第4項の規定<特許法第131条以下審判手続関係の条文>は、前項の鑑定が嘱託に準用する。

第29条（他人の商標権との関係）

1. 商標権者、専用実施権者又は通常実施権者は、指定商品又は指定役務についての登録商標の使用がその使用の形態によりその登録商標出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは意匠権又は商標登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、指定商品又は指定役務のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない。

第30条（専用実施権）

1. 商標権者は、その商標権について専用実施権を設定することができる。ただし、第4条第2項<国等の商標権>に規定する商標登録出願に係る商標権については、この限りでない。
2. 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定役務について登録商標を使用する権利を専有する。
3. 専用実施権者は、商標権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。
4. 特許法第77条第4項及び第5項（質権の設定等）、第97条第2項（放棄）並びに第98条第1項第2号及び第2項（登録の効果）の規定は専用実施権に準用する。

第31条（通常実施権）

1. 商標権者は、その商標権について他人に通常実施権を許諾することができる。ただし、第4条第2項<国等の商標権>に規定する商標登録出願に係る商標権については、この限りでない。
2. 通常実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定役務について登録商標を使用する権利を有する。
3. 通常実施権者は、商標権者（専用実施権についての通常実施権にあっては、商標権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。
4. 特許法第73条第1項（共有）、第94条第2項（質権の設定等）、第97条第2項（放棄）並びに第99条第1項第1号及び第3項（登録の効果）の規定は通常実施権に準用する。

第31条の2（団体構成員の権利）

1. 団体商標に係る商標権を有する第7条第1項に規定する法人の構成員（以下「団体構成員」という）又は地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員（以下「地域団体構成員」という。）は、当該法人又は当該組合等の定めるところにより、指定商品又は指定役務について団体商標又は地域団体商標に係る登録商標の使用する権利を有する。ただし、その商標権（団体商標に係る商標権に限る。）について専用実施権が設定されたときは、専用実施権者がその登録商標の使用する権利を専用する範囲については、この限りでない。
2. 前項本文の権利は、移転することができない。

3. 団体構成員又は地域団体構成員は、第 24 条の 4<混同防止>、第 29 条<他人の特許権等との関係>、第 50 条<取消審判>、第 52 条の 2<取消審判>、第 53 条<取消審判>及び第 73 条<商標登録表示>の規定については、通常実施権者とする。
4. 団体商標又は地域団体構成員に係る登録商標についての第 33 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「又はその商標権若しくは専用実施権についての第 31 条第 4 項において準用する特許法第 99 条第 1 項の効力を有する通常実施権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標権若しくは専用実施権についての第 31 条第 4 項において準用する特許法第 99 条第 1 項の効力を有する通常実施権を有する者又はその使用をする権利を有する団体構成員又は地域団体構成員」とする。

第 32 条（先使用による商標の使用する権利）

1. 他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的ではなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する指定商品若しくは指定役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をした結果、その商標登録出願の際（第 9 条の 4 の規定により、又は第 17 条の 2 第 1 項若しくは第 55 条の 2 第 3 項（第 60 条の 2 第 2 項で準用する場合を含む）において準用する意匠法第 17 条の 3 第 1 項の規定により、その商標登録出願が手続補正書を提出した時にしたものみなされたときは、もとの商標登録出願の際又は手続補正書を提出した際）現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間で広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用する権利を有する。当該業務を継承した者についても、同様とする。
2. 当該商標権者又は専用実施権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

第 32 条の 2

1. 他人の地域団体商標の商標登録出願前から日本国内において不当競争の目的ではなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の仕様をしていた者は、継続してその商品又は役務についてその商標を使用する場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を継承した者についても、同様とする。
2. 当該商標権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その業務に係る商品又は役務と自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

第 33 条（無効審判の請求登録前の使用による商標を使用する権利）

1. 次の各号の一に該等する者が第 46 条第 1 項の審判（商標登録の無効の審判）の請求の登録前に商標登録が同項各号に一に該当することを知らないで日本国内において指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する指定商品若しくは指定役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用し、その商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間で広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用する権利を有する。当該業務を継承した者についても、同様とする

- 一. 同一又は類似の指定商品又は指定役務について使用する同一又は類似の商標についての 2 以上の登録商標のうち、その一を無効にした場合における原商標権者
 - 二. 商標登録を無効にして同一又は類似の指定商品又は指定役務について使用する同一又は類似の商標について正統権利者に商標登録した場合における原商標権者
 - 三. 前 2 号に掲げる場合において、第 46 条第 1 項の審判の請求の登録の際現にその無効にした商標権についての専用実施権者又はその商標権若しくは専用実施権についての第 31 条第 4 項において準用する特許法第 99 条第 1 項の効力を有する通常実施権を有する者
3. 当該商標権者又は専用実施権者は、前項の規定により商標を使用する権利を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。
4. **第 32 条第 2 項**の規定は、第 1 項の場合に準用する

第 33 条の 2 (特許権等の存続期間満了後の商標の使用する権利)

1. 商標登録出願の日前又はこれと同日の特許出願に係る特許権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その原特許権者は、現特許権の範囲内において、その商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれと類似する商標の使用する権利を有する。ただし、その使用が不正競争の目的でない場合に限る。
2. **第 32 条第 2 項**の規定 < **混同防止手段の請求** > は、前項の場合に準用する。
3. 前 2 項の規定は、商標登録出願の日前又はこれと同日の実用新案権又は意匠権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その実用新案権又は意匠権の存続期間が満了したときに準用する。

第 33 条の 3 (同前)

1. 商標登録出願の日前又はこれと同日の特許出願に係る特許権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての特許法第 99 条第 1 項の効果を有する通常実施権を有する者は、現権利の範囲内において、その商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれと類似する商標の使用する権利を有する。ただし、その使用が不正競争の目的でない場合に限る
2. **第 32 条第 2 項 (混同防止手段)** 及び**第 33 条第 2 項 (相当の対価)** の規定は、前項の場合に準用する。
3. 前 2 項の規定は、商標登録出願の日前又はこれと同日の実用新案権又は意匠権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その実用新案権又は意匠権の存続期間が満了したときに準用する。

第 34 条 (質権)

1. 商標権、専用実施権又は通常実施権を目的とした質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該指定商品又は指定役務について当該商標を使用することができない。
2. 特許法第 96 条 (物上代位) の規定は、商標権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権

に準用する。

3. 特許法第 98 条第 1 項第 3 号及び第 2 項（登録の効果）の規定は、商標権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。
4. 特許法第 99 条第 3 項（登録の効果）の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

第 35 条（特許法の準用）

1. 特許法第 73 条（共有）、第 76 条（相続人が居ない場合の特許権の消滅）、第 77 条第 1 項（放棄）並びに第 98 条第 1 項第 1 号及び第 2 項（登録の効果）の規定は、商標権に準用する。この場合において、同法第 98 条第 1 項第 1 号中「移転（相続その他一般承継によるものを除く）」とあるのは「分割、移転（相続その他一般承継によるものを除く）」と読み替えるものとする。

第 2 節 権利侵害

第 36 条（差止請求権）

1. 商標権者又は専用実施権者は、自己の商標権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
2. 商標権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第 37 条（侵害とみなす行為）

1. 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用実施権を侵害するものとみなす。
 - 一. 指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務について登録商標若しくはこれと類似する商標の使用
 - 二. 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であって、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれと類似する商標を付したものを譲渡、引渡し又は輸出のために所持する行為
 - 三. 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれと類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為
 - 四. 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれと類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供するために譲渡し、引渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、又は輸入する行為
 - 五. 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標を使用するために登録商標又はこれと類似する商標を表示する物を所持する行為
 - 六. 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれと類似する商標の使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示す

る物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持する行為

七. 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、又は使用をさせるために登録商標又はこれと類似する商標を表示する物を製造し、又は輸入する行為

八. 登録商標又はこれと類似する商標を表示する物を製造するためにのみ用いる物を業として製造し、引き渡し、又は輸入する行為

第 38 条 (損害の額の推定)

1. 商標権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用実施権を侵害した者に対しその損害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した商品を譲渡したときは、その譲渡した商品の数量(以下この項では「譲渡数量」という)に、商標権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない範囲において、商標権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を商標権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。
2. 商標権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の額を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、商標権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。
3. 商標権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の商標権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録商標の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。
4. 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、商標権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失があったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

第 39 条 (特許法の準用)

1. 特許法第 103 条(過失の推定)、第 104 条の 2 から第 105 条の 6(具体的な態様の明示義務、特許検査等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知)及び第 106 条(信用回復の措置)の規定は、商標権及び専用実施権の侵害に準用する。

第 3 節 登録料

第 40 条 (登録料)

1. 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、1 件ごとに、6 万 6 千円に区分(指定商品又は指定役務が属する第 6 条第 2 項の政令で定める商品又は役務をいう。以下同じ)を乗じて得た額を納付しなければならない。
2. 商標の更新登録を申請する者は、登録料として、1 件ごとに、15 万 1 千円に区分の数を乗じ

て得た額を納付しなければならない。

3. 第2項の規定は、国に属する商標権には、適用しない。
4. 第1項又は第2項の登録料は、商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であって持分の定めのあるときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、これらに規定する登録料の金額に国以外の者の持分割合を乗じて得た金額とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。
5. 前項の規定により算出した登録料の金額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
6. 第1項又は第2項の登録料の納付は、経済産業省の定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納めることができる。

第41条（登録料の納付期限）

1. 前条第1項の規定による登録料は、商標登録すべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から30日以内に納付しなければならない。
2. 特許庁長官は、登録料の納付をすべき者の請求により、30日に限り、前項に規定する期間を延長することができる。
3. 前条第2項に規定する登録料は、更新登録の申請と同時に納付しなければならない。

第42条の2（登録料の分割納付）

1. 商標権の設定の登録を受ける者は、第40条第1項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、商標登録すべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から30日以内に、1件ごとに、4万4千円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前5年までに、1件ごとに、4万4千円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。
2. 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第40条第1項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、1件ごとに、10万1千円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前5年までに、1件ごとに、10万1千円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。
3. 商標権者は、第1項又は前項の規定により商標権の存続期間の満了前5年までに納付すべき登録料を納付することができないときは、その期間の経過後であっても、その期間の経過後6月以内にその登録料を納付することができる。
4. 前項の規定により登録料を追納することができる期間内に、第1項又は第2項の規定により商標権の存続期間の満了前5年までに納付すべきであった登録料及び第43条第3項の割増登録料を納付しないときは、その商標権は、存続期間の満了前5年の日にさかのぼって消滅したものとみなす。
5. 第40条第3項から第5項までの規定は、第1項及び第2項の場合に準用する。
6. 前条第2項の規定は、第1項の規定により商標登録すべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から30日以内に納付しなければならない登録料を納付する場合に準用する。

第41条の3（利害関係人による登録料の納付）

1. 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料（更新登録の申請と同時に納付すべき登録料を除く）を納付することができる。
2. 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

第42条（既納の登録料の返還）

1. 既納の登録料は、次に掲げるものに限り、納入した者の請求により返還する。
 - 一. 過誤納の登録料
 - 二. 第41条の2第1項又は第2項の規定により商標権の存続期間の満了前5年までに納付すべき登録料（商標権の存続期間の満了前5年までに第43条の3第2項の取消決定又は商標登録を無効にすべき審決が確定した場合に限る）
2. 前項の規定による登録料の返還は、同項第1号の登録料については納付した日から1年、同項第2号の登録料については第43条の3第2項の取消決定又は審決が確定した日から6月を経過した後は、請求することができない。

第43条（割増登録料）

1. 第20条第3項＜期間経過後6月以内納付＞又は第21条第1項＜他責事由経過後14日＞の規定により更新登録を申請する者は、第40条第2項の規定による納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。
2. 第41条の2第2項の場合＜登録料の分割納付＞においては、前項に規定する者は、同条第2項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。
3. 第41条の2第3項の場合＜他責事由＞においては、商標権者は、同条第1項又は第2項の規定により商標権の存続期間の満了前5年までに納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。
4. 前3項の登録料は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納めることができる。

第4章の2 登録異議の申立て

第43条の2（登録異議の申立て）

1. 何人も、商標公報の発行の日から2月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号の**いずれかに**該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、2以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。
 - 一. その商標登録が第3条＜商標登録要件＞、第4条第1項＜不登録商標＞、**第7条の2第1項**、第8条第1項、第2項若しくは第5項＜先願＞、第51条第2項＜**不使用取消審判** 不使用取消後5年＞（第52条の2第2項において準用する場合を含む）、第53条第2項＜**代理人等の不正登録**＞又は第77条第3項において準用する特許法第25条＜**外国人の権利の享有**＞の規定に違反してなされたこと。

二. その意匠登録が条約に違反してなされたこと。

第 43 条の 3 (決定)

1. 異議申立てについての審理及び決定は、3 人又は 5 人の審判官の合議体が行う。
2. 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号の一に該当すると認められるときは、その意匠登録を取り消す旨の決定（以下「取消決定」という）をしなければならない。
3. 取消決定が確定したときは、その商標権は、初めから存在しなかったものとみなす。
4. 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号の一に該当すると認めないときは、その商標登録を維持すべき旨の決定をしなければならない。
5. 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第 43 条の 4 (申立ての方式等)

1. 登録異議の申立てをする者は、次に掲げる次項を記載した登録異議申立書を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一．登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二．登録異議の申立てに係る登録商標の表示
 - 三．登録異議の申立ての理由及び必要な証拠
2. 前項の規定により提出した登録異議申立書の補正はその要旨を変更するものであってはならない。ただし、第 43 条の 2 に規定する期間 < 2 月 > の経過後 30 日を経過するまでに前項第 3 号に規定する補正については、この限りでない。
3. 特許庁長官名は、遠隔又は交通不便の地にある者のために、請求により又は職権で、前項に規定する期間を延長することができる。
4. 審判長は、登録異議申立書の副本を商標権者に送付しなければならない。
5. 第 46 条第 1 項 < 商標登録の無効の審判、冒認出願等理由の追加 > の規定は、登録異議の申立てがあった場合に準用する。

第 43 条の 5 (審判官の指定等)

1. 第 56 条第 1 項において準用する特許法第 136 条第 2 項及び第 137 条から第 144 条までの規定は、第 43 条の 3 第 1 項の合議体及びこれを構成する審判官に準用する。

第 43 条の 5 の 2 (審判書記官)

1. 特許庁長官は、各登録異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。
2. 第 56 条第 1 項で準用する特許法第 144 条の 2 第 3 項から第 5 項まで < 審判書記官の資格等 > の規定は、前項の審判書記官に準用する。

第 43 条の 6 (審理の方式)

1. 登録異議の申立てについての審理は、書面審理による。ただし、審判長は、商標権者、登録異議申立人若しくは参加人の申立てにより、又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。
2. 第 56 条第 1 項で準用する特許法第 144 条の 2 第 3 項から第 5 項まで < 審判書記官の資格等 >、第 146 条 < 通訳人の立会い > 及び第 147 条 < 調書 > の規定は、前項ただし書の規定による口頭審理に準用する。
3. 共有に係る商標権の商標権者の 1 人について、異議の申立てについての審理及び決定の手續の

中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。

第 43 条の 7 (参加)

1. 商標権についての権利を有する者その他商標権に関し利害関係のある者は、登録異議の申立てについての決定があるまでは、商標権者を補助するため、審理に参加することができる。
2. 第 56 条第 1 項で準用する特許法第 148 条第 4 項及び第 5 項<参加人の手続、中断・中止等>並びに第 149 条<参加人の申請>の規定は、前項の規定による参加人に準用する。

第 43 条の 8 (証拠調べ及び証拠保全)

1. 第 56 条第 1 項で準用する特許法第 150 条<証拠調べ及び証拠保全>及び第 151 条<証拠調べ及び証拠保全に関する民訴の準用>の規定は、登録異議の申立ての審理についての証拠調べ及び証拠保全に準用する。

第 43 条の 9 (職権による審理)

1. 登録異議の申立てについての審理においては、商標権者、登録異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。
2. 登録異議の申立てについての審理においては、登録異議の申立てがされていない指定商品又は指定役務については、審理することができない。

第 43 条の 10 (申立ての併合又は分離)

1. 同一の商標権に係る 2 以上の登録異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合するものとする。
2. 前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をすることができる。

第 43 条の 11 (申立ての取下げ)

1. 登録異議の申立ては、次条の規定による通知があった後は、取り下げることができない。
2. 第 56 条第 1 項で準用する特許法第 155 条第 3 項<請求項ごとの取下げ>の規定は、前項の規定は、登録異議の取下げに準用する。

第 43 条の 12 (取消決定の通知)

1. 審判長は、取消決定をしようとするときは、商標権者及び参加人に対し、商標登録の取消の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

第 43 条の 13 (決定の方式)

1. 登録異議の申立てについての決定は、次に掲げる次項を記載した文書をもって行わなければならない。
 - 一. 登録異議申立事件の番号
 - 二. 商標権者、登録異議申立人及び参加人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 三. 決定に係る商標登録の番号
 - 四. 決定の結論及び理由
 - 五. 決定の年月日
2. 特許庁長官は、決定があったときは、決定の謄本を商標権者、登録異議申立人、参加人及び登録異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

第 43 条の 14 (審判の規定の準用)

1. 第 56 条第 1 項で準用する特許法第 133 条 < 方式違反の却下 >、第 133 条の 2 < 不適法手続きの却下 >、第 134 条第 4 項 < 審尋 >、第 135 条 < 不適法請求の却下 >、第 152 条 < 職権審理 >、第 168 条 < 訴訟との関係 >、第 169 条第 3 項から第 6 項まで < 審判費用の請求人負担 > 及び第 170 条 < 決定費用の執行力 > の規定は、登録異議の申立てについての審理及び決定に準用する。
2. 第 43 条の 3 第 5 項の規定 < 不服の申立て不可 > は、前項において準用する特許法第 135 条の規定による決定に準用する。

第 5 章 審判

第 44 条 (拒絶査定に対する審判)

1. 拒絶をすべき旨の査定を受けて者は、その査定に不服のあるときは、その査定の謄本の送達があった日から 30 日以内に審判を請求することができる。
2. 前項の審判の請求をする者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由のなくなった日から 14 日 (在外者にあつては、2 月) 以内でその期間が語 6 月以内にその請求をすることができる。

第 44 条 (補正の却下の決定に対する審判)

1. 第 16 条の 2 第 1 項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服のあるときは、その決定の謄本の送達があった日から 30 日以内に審判を請求することができる。ただし、第 17 条の 2 第 1 項において準用する意匠法第 17 条の 3 第 1 項に規定する新たな商標登録出願をしたときは、この限りでない。
2. 前条第 2 項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

第 46 条 (商標登録の無効の審判)

1. 商標登録が次の各号に **いずれかに** 該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が 2 以上あるものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。
 - 一. その商標登録が第 3 条 < 商標登録要件 >、第 4 条第 1 項 < 不登録商標 >、**第 7 条の 2 第 1 項**、第 8 条第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項 < 先願 >、第 51 条第 2 項 < 不使用取消審判、不使用取消後 5 年 > (第 52 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む)、第 53 条第 2 項 < 代理人等の不正登録 > 又は第 77 条第 3 項において準用する特許法第 25 条 < **外国人の権利の享有** > の規定に違反してなされたとき。
 - 二. その商標登録が条約に違反してなされたとき。
 - 三. その商標登録がその商標登録出願により生じた権利を継承しない者の商標登録出願に対してなされたとき。
 - 四. 商標登録はされた後において、その商標権者が第 77 条第 3 項において準用する特許法第 25 条 < **外国人の権利の享有** > の規定により商標権を享有することができない者になったとき、又はその商標登録が条約に違反することになったとき。

五. 商標登録はされた後において、その商標登録が第4条第1項第1号から第3号<国旗、紋章、国連標章>まで、第5<証明印>号第7号<公序良俗>又は第16号<ぶどう酒、蒸留酒の産地>に掲げる商標に該当するものとなったとき。

六. 地域団体商標の商標登録がされた後において、その商標権者が組合等に該当しなくなったとき、又はその登録商標が商標権者若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているもの若しくは第7条2第1項各号に該当するものでなくなっているとき。

2. 前項の審判は、商標権の消滅後においても請求することができる。
3. 審判長は、第1項の審判の請求があったときは、その旨を当該商標権についての専用実施権者その他その商標権に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第46条の2(同前)

1. 商標登録を無効にすべき旨の審判が確定したときは、商標権は、初めから存在しなかったものとみなす。ただし、商標登録が前条第1項第4号又は第6号までに該当する場合においては、その商標登録を無効にすべき旨の審判が確定したときは、その商標権は、その商標登録が前条第1項第4号又は第6号までに該当するに至った時から存在しなかったものとみなす。
2. 前条ただし書の場合において、商標登録が前条第1項第4号又は第5号に該当するに至った時を特定できないときは、その商標権は、その商標登録を無効にすべき旨の審判の請求の日から存在しなかったものとみなす。

第47条(同前)

1. その商標登録が第3条<商標登録要件>、第4条第1項第8号若しくは第11号から第14号まで<不登録商標>若しくは第8条第1項、第2項若しくは第5項<先願>の規定に違反してなされたとき、商標登録が第4条第1項第10号若しくは第17号<他人の業務との混同>の規定に違反してなされたとき(不正競争の目的で商標登録を受けた場合を除く)又は商標登録が第46条第1項第3号<冒認出願>に該当するときは、その商標登録についての審判の請求は、商標権の設定の登録の日から5年を経過した後は、請求することができない。
2. 商標登録第七条の二第一項の規定に違反してされた場合(商標が使用をされた結果商標登録出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものでなかつた場合に限る。)であつて、商標権の設定の登録の日から5年を経過し、かつ、その登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その商標登録についての第46条第1項の審判は、請求することができない。

第48条及び第49条 削除

第50条(商標登録の取消の審判)

1. 継続して3年以上日本国内において商標権者、専用実施権者又は通常実施権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標(書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び觀念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ)の使用をしていないときは、何人

も、その各指定商品又は指定役に係る登録商標を取り消すことについて審判を請求することができる。

2. 前項の審判の請求があった場合においては、その審判の請求の登録前 3 年以内に日本国内において商標権者、専用実施権者又は通常実施権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務についての登録商標の使用をしていることを被請求人が証明しない限り、商標権者は、その指定商品又は指定役に係る登録商標の取消を免れない。ただし、その指定商品又は指定役務についてのその登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。
3. 第 1 項の審判の請求前 3 月からその審判の請求の登録の日までの間に、日本国内において商標権者、専用実施権者又は通常実施権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務についての登録商標の使用をした場合であって、その登録商標の使用がその審判の請求がされることを知った後であることを請求人が証明したときは、その登録商標の使用は第 1 項に規定する登録商標の使用に該当しないものとする。ただし、その登録商標を使用したことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

第 51 条（同前）

1. 商標権者が故意に指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であって商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その登録商標を取り消すことについて審判を請求することができる。
2. 商標権者であった者は、前項の規定により商標登録を取り消す旨の審決が確定した日から 5 年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

第 52 条（同前）

1. 前条第 1 項の審判は、商標権者の同項に規定する商標の使用の事実がなくなった日から 5 年を経過した後は、請求することができない。

第 53 条（同前）

1. 専用実施権者又は通常実施権者が指定商品若しくは指定役務又はこれに類似する商品若しくは役務についての登録商標又はこれに類似する商標の使用であって商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その登録商標を取り消すことについて審判を請求することができる。ただし、当該商標権者はその事実を知らなかった場合において、相当の注意をしていたときは、この限りでない。
2. 当該商標権者であった者又は専用実施権者若しくは通常実施権者であった者であって前項の規定により商標登録を取り消す旨の審決が確定した日から 5 年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

3. 第 52 条の規定（5 年の除斥期間）は、第 1 項の審判に準用する。

第 53 条の 2（同前）

1. 登録商標がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標条約の締結国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る）を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であって当該権利に係る商品若しくは役務又はこれに類似する商品若しくは役務を指定商品若しくは役務とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前 1 年以内に代理人若しくは代表者であった者によってなされたものであるときは、その商標に関する権利を有する者は、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

第 54 条（同前）

1. 商標登録を取り消す旨の審決が確定したときは、商標権は、その後消滅する。
2. 前項の規定にかかわらず、第 50 条第 1 項の審判＜3 年以上継続不使用＞により商標登録を取りける旨の審決が確定したときは、商標権は、同項の審判の請求の登録の日に消滅したものとみなす。

第 55 条（同前）

1. 第 46 条第 3 項＜審判長による権利者への通知＞の規定は、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項、第 52 条の 2 第 1 項、第 53 条第 1 項又は第 53 条の 2 第 1 項の審判の請求があった場合に準用する。

第 55 条の 2（拒絶査定に対する審判における特則）

1. 第 15 条の 2＜拒絶理由の通知＞及び第 15 条の 3＜先後願の通知＞の規定は、第 44 条第 1 項＜拒絶査定不服審判＞の審判において査定と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。
2. 第 16 条＜商標登録の査定＞の規定は、第 44 条第 1 項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条第 1 項において準用する特許法第 160 条第 1 項＜審査戻し＞の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。
3. 第 16 条の 2＜補正却下＞及び意匠法第 17 条の 3＜補正後の意匠についての新出願＞の規定は、第 44 条第 1 項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。この場合において、第 16 条の 2 第 4 項中「第 45 条第 1 項の審判を請求したとき」とあるのは、「第 63 条第 1 項の訴えを請求したとき」と読み替えるものとする。

第 56 条（特許法の準用）

1. 特許法第 131 条第 1 項、特許法第 131 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 132 条から第 133 条の 2 まで、第 134 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 135 条から第 154 条まで、第 155 条第 1 項及び第 2 項、第 156 条から第 158 条まで、第 160 条第 1 項及び第 2 項、第 161 条並びに第 167 条から第 170 条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。この場合において、特許法第 131 条の 2 第 1 項中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第 3 号に掲げる請求の理由（請求の趣旨及び理由）についてされたとき、又は次項の規定による審判長の許可があったときを」とあるのは、「商標法第 45 条第 1 項の審判以外の審判を請求する場合における同法

第 56 条第 1 項において準用する特許法第 131 条第 1 項第 3 号に掲げる請求の理由に於いて「されたとき」と、同法第 132 条第 1 項〈共同審判〉及び第 167 条中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法第 46 条第 1 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項、第 52 条の 2 第 1 項、第 53 条第 1 項又は第 53 条の 2 の審判」と、同法第 139 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立て人」と、同法第 161 条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第 169 条第 3 項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法第 44 条第 1 項又は第 45 条第 1 項」と。同法第 169 条第 1 項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

2. 特許法第 155 条第 3 項（審判の請求の取下げ）の規定は第 46 条第 1 項の審判に準用する。

第 56 条の 2（意匠法の準用）

1. 意匠法第 51 条の規定〈**補正却下の決定の審査官拘束**〉は、第 45 条第 1 項〈**補正却下に対する審判**〉の審判に準用する。

第 6 章 再審及び訴訟

第 57 条（再審の請求）

1. 確定した取消決定及び確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。
2. 民事訴訟法第 338 条第 1 項及び第 2 項並びに第 339 条（再審の事由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第 58 条（同前）

1. 審判の請求人及び被請求人が共謀して第 3 者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その第 3 者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。
2. 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被告人として請求しなければならない。

第 59 条（再審により回復した意匠権の効力の制限）

1. 取り消し、若しくは無効にした商標登録に係る商標権が再審により回復したときは、商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。
 - 一. 当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前における当該指定商品又は指定役務の善意の使用
 - 二. 当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に善意にした第 37 条各号〈**侵害とみなす行為**〉に掲げる行為

第 60 条（同前）

1. 取り消し、若しくは無効にした商標登録に係る商標権が再審により回復した場合、又は拒絶すべき旨の審決があった商標登録出願について再審により商標権の設定の登録があった場合において、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該指定商品若しくは指定役務又はこれと類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに商標の使用をした結果、再審の請求の登録の際現にその商標が自己の事業に係る商品又は役務を表示するものとして需要者間に広く認識されているときは、その者は、継続し

てその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用する権利を有する。

第 60 条の 2 (審判の規定に準用)

1. 第 43 条の 3 < 異議決定 >、第 43 条の 5 から第 43 条の 9 まで < 審判官の指定、審理の方式、参加、証拠調べ、職権審理 >、第 43 条の 12 から第 43 条の 14 まで < 取消理由の通知、決定の方式、審判規定の準用 >、第 56 条第 1 項において準用する特許法第 131 条第 1 項 < 審判請求の方式 >、第 131 条の 2 第 1 項本文、第 132 条第 3 項 < 共同審判 >、第 154 条 < 審理の併合、分離 >、第 155 条第 1 項 < 審判請求の取下げ > 及び第 156 条 < 審理終結の通知 > 並びに第 56 条第 1 項で準用する同法第 155 条第 3 項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。
2. 第 32 条第 2 項の規定 < 誤認、混同防止手段 > は、前項の場合に準用する。
3. 第 56 条の 2 の規定は、第 45 条第 1 項の審判の確定審決の場合に準用する。

第 61 条 (特許法の準用)

1. 特許法第 173 条 < 再審の請求期間 > 並びに第 175 条第 2 項及び第 4 項 (民訴第 348 条第 1 項 < 審理の範囲 >) の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第 173 条第 3 項第 5 項までの規定中「審決」とあるのは「取消決定又は審決」と、同法第 174 条第 2 項中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法第 46 条第 1 項 < 無効審判 >、第 50 条第 1 項 < 取消審判 >、第 51 条第 1 項 < 取消審判 >、第 52 条の 2 第 1 項 < 取消審判 >、第 53 条第 1 項 < 取消審判 > 又は第 53 条の 2 第 1 項 < 取消審判 > の審判」と読み替えるものとする。

第 62 条 (意匠法の準用)

1. 意匠法第 58 条第 2 項 < 特許法の審判手続き関係条文の流用、第 56 条参照 > の規定は、第 44 条第 1 項 < 拒絶査定不服審判 > の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第 63 条 (審決に対する訴え)

1. 取消決定又は審決に対する訴え、第 55 条の 2 第 2 項 (第 60 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む) において準用する第 16 条の 2 第 2 項の規定による却下の決定に対する訴え及び登録異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。
2. 特許法第 178 条第 2 項から第 6 項まで (出訴期間等)、第 179 条から 182 条の 2 まで (被告適格、出訴の通知、及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、第 181 条第 1 項第 5 項 (審決又は決定の取消し) 並びに第 182 条 (裁判の正本の送付) の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第 178 条第 2 項中「当該審判」とあるのは「当該登録異議の申立手についての真理、審判」と、同 179 条中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは「商標法第 46 条第 1 項 < 無効審判 >、第 50 条第 1 項 < 取消審判 >、第 51 条第 1 項 < 取消審判 >、第 52 条の 2 第 1 項 < 取消審判 >、第 53 条第 1 項 < 取消審判 > 若しくは第 53 条の 2 第 2 項 < 取消審判 > の審判」と読み替えるものとする。

第 63 条の 2 (不服申立てと訴訟との関係)

1. 特許法第 184 条の 2 (不服申立てと訴訟との関係) の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分 (第 77 条第 7 項 < 行政不服審査法による不服申立ての制限 >) に規定

する処分を除く)の取り消しの訴えに準用する。

第7章 防護標章

第64条(防護標章の要件)

1. 商標権者は、商品に係る登録商標が自己の業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間で広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の商品又は指定商品に類似する役務以外の役務について他人が登録商標を使用することによりその商品又は役務と自己の業務に係る指定商品とが混同を生じるおそれがあるときは、そのおそれのある商品又は役務について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。
2. 商標権者は、役務に係る登録商標が自己の業務に係る指定役務を表示するものとして需要者の間で広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定役務及びこれに類似する役務以外の役務又は指定役務に類似する商品以外の商品について他人が登録商標を使用することによりその役務又は商品と自己の業務に係る指定役務とが混同を生じるおそれがあるときは、そのおそれのある役務又は商品について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。
3. 地域団体商標に係る防護標章登録についての前2項の規定の適用については、これらの規定中「自己の」とあるのは、「自己又は構成員の」とする。

第65条(出願の変更)

1. 商標登録出願人は、その商標登録出願を防護標章登録出願に変更することができる。
2. 前項の規定による出願の変更は、商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。
3. 第10条第2項<出願日の遡及>及び第3項並びに第11条第5項<原出願は取り下げとみなす>の規定は、第1項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第65条の2(防護標章登録に基づく権利の存続期間)

1. 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、設定の登録の日から10年をもって終了する。
2. 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、更新登録の出願により更新することができる。ただし、その登録防護標章が第64条<防護標章の要件>の規定により防護標章登録を受けることができるものではなくなったときは、この限りでない。

第65条の3(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

1. 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、次に掲げる次項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一. 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 防護標章登録の登録番号
 - 三. 前2号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項
2. 更新登録の出願は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前6月から満了の日までの間にしなければならない。
3. 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録をする者は、その責めに帰することができる

ない理由により前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかったときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間経過後6月以内に限り、その出願をすることができる。

4. 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願があつたときは、存続期間は、その満了の時（前項の規定による出願があつたときは、その出願の時）に更新されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶すべき旨の査定若しくは審決が確定し、又は防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りでない。

第65条の4（同前）

1. 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶すべき旨の査定をしなければならない。
 - 一. その出願に係る登録防護標章が第64条の規定により防護標章登録を受けることがでなくなったとき
 - 二. その出願をした者が当該防護標章登録に基づく権利を有する者でないとき
3. 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、更新登録すべき旨の査定をしなければならない。

第65条の5（同前）

1. 第14条及び第15条の2並びに特許法第48条（審査官の除斥）及び第52条（査定の方式）の規定は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願の審査に準用する。

第65条の6（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新の登録）

1. 次条第2項の規定による登録料の納付があつたときは、防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録をする。
2. 前項の登録があつたときは、次に掲げる次項を商標公報に掲載しなければならない。
 - 一. 防護標章登録に基づく権利を有する者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 登録番号及び更新登録の年月日
 - 三. 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

第65条の7（登録料）

1. 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者は、登録料として、1件ごとに、13万円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。
2. 防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受けた者は、登録料として、1件ごとに、13万円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。
3. 第40条第3項から第5項まで＜国等の権利の納付免除、特許印紙等の納付＞の規定は、前2項の場合に準用する。

第65条の8（登録料の納付期限）

1. 前条第1項の規定による登録料は、防護標章登録すべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から30日以内に納付しなければならない。
2. 前条第2項の規定による登録料は、防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新登録すべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から30日以内に納付しなければならない。

3. 特許庁長官は、納付すべき者の請求により、30日以内に限り、前2項に規定する期間を延長することができる。

第65条の9（利害関係人による登録料の納付）

1. 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、第65条の7第1項又は第2項の規定による登録料を納付することができる。
2. 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

第65条の10（過誤納の登録料の返還）

1. 過誤納に係る第65条の7第1項又は第2項の規定による登録料は、納付した者の請求により変換する。
2. 前項の規定による登録料の返還は、納付した日から1年を経過した後は、請求することができない。

第66条（防護標章に基づく権利の附随性）

1. 防護標章に基づく権利は、当該商標権を分割したときは、消滅する。
2. 防護標章に基づく権利は、当該商標権を移転したときは、その商標権に従って移転する。
3. 防護標章に基づく権利は、当該商標権を消滅したときは、消滅する。
4. 第20条第4項〈期間内の無申請〉の規定により商標権が消滅したとみなされる場合において、第21条第2項〈無自責〉の規定により回復した当該商標権に係る防護標章に基づく権利の効力は、第20条第3項に規定する更新登録の申請をすることができる期間の経過後第21条第1項の申請により商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前における次条各号に掲げる行為には、及ばない。

第67条（侵害とみなす行為）

1. 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用実施権を侵害するものとみなす。
 - 一. 指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する標章の使用
 - 二. 指定商品であって、その商品又はその商品の包装に登録防護標章を付したものを譲渡、引渡し又は輸出のために所持する行為
 - 三. 指定役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録防護標章を付したものを、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為
 - 四. 指定役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供するものを、これを用いて当該指定役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為
 - 五. 指定商品又は指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれと類似する商標の使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持する行為
 - 六. 指定商品又は指定役務について登録防護標章を使用させるために登録防護標章を表示する物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持する行為
 - 七. 指定商品又は指定役務について登録防護標章の使用をし、又は使用させるために登録防護標章を表示する物を製造し、又は輸入する行為

第 68 条（商標に関する規定の準用）

1. 第 5 条＜商標登録出願＞、第 5 条の 2＜出願日の認定等＞、第 6 条第 1 項及び第 2 項＜一商標一出願＞、第 9 条の＜出願時の特例＞から第 10 条＜商標登録出願の分割＞まで、第 12 条の 2＜出願公開＞、第 13 条第 1 項＜特許法の準用、パリ条約による優先権の主張＞並びに第 13 条の 2＜PCT に基づく国際出願に係る出願の変更の特例＞の規定は防護標章登録出願に準用する。この場合において、第 5 条第 1 項中「三.指定商品又は指定役務並びに第 6 条第 2 項の政令で定める商品及び役務の区分」とあるのは「三.指定商品又は指定役務並びに第 6 条第 2 項の政令で定める商品及び役務の区分 四.防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号」と、第 5 条の 2 第 1 項中「四.指定商品又は指定役務の記載がないとき。」とあるのは「四.指定商品又は指定役務の記載がないとき。 五. 防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号の記載がないとき。」と、第 13 条の 2 第 5 項＜不法行為＞中「第 37 条＜侵害とみなす行為＞」とあるのは「第 67 条（第 1 号に係る部分を除く）」読み替えるものとする。
2. 第 14 条から第 15 条の 2 まで＜審査管による審査、拒絶の査定、拒絶理由の通知＞及び第 16 条から第 17 条の 2 まで＜商標登録の査定、補正の却下、特許法の準用、意匠法の準用＞の規定は、防護標章登録出願に審査に準用する。この場合において、第 15 条第 1 号中「第 3 条、第 4 条第 1 項、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 2 項若しくは第 5 項、第 51 条第 2 項（第 52 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）第 53 条第 2 項」とあるのは、「第 64 条＜防護標章登録の要件＞」と読み替えるものとする。
3. 第 18 条＜商標権の設定登録＞、第 26 条から第 28 条の 2 まで、第 32 条から第 33 条の 3 まで＜商標権の効力の及ばない範囲、登録商標の範囲、他人の商標権との関係、専用実施権、通常実施権、団体構成員の権利、先使用、無効審判の請求登録前の使用権、存続期間満了後の使用権＞、第 35 条＜特許法の共有、消滅及び登録の効果の条文準用＞、第 39 条において準用する特許法第 104 条の 3 及び第 69 条＜2 以上の指定商品、役務の商標権についての特例＞の規定は、防護標章登録の基づく権利に準用する。この場合において、第 18 条第 2 項中「第 40 条第 1 項の規定による登録料又は第 41 条の 2 第 1 項の規定により商標登録すべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達の日から 30 日以内に納付すべき登録料」とあるのは、「第 65 条の 7 第 1 項の登録料」と読み替えるものとする。
4. 第 43 条の 2 から第 45 条まで、第 46 条（第 1 項第 6 号を除く。）第 46 条の 2＜登録異議の申立て、拒絶査定及び補正却下に対する審判、商標登録無効の審判＞、第 53 条の 2＜パリ条約による取消審判＞、第 53 条の 3＜取消審判の 5 年制限＞、第 54 条第 1 項＜消滅＞及び第 55 条の 2＜拒絶査定に対する審判の特例＞までの規定は、防護標章登録に係る登録異議の申立て及び審判に準用する。この場合において、第 43 条の 2 第 1 項及び第 46 条第 1 項中「第 3 条＜商標登録の要件＞、第 4 条第 1 項＜不登録商標＞、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 1 項若しくは第 5 項＜先願＞、第 51 条第 2 項（第 52 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む）＜再登録の 5 年条件＞、第 53 条第 2 項＜再登録の 5 年条件＞」とあるのは、「第 64 条＜防護標章登録の要件＞」と、同項第 5 号中「その登録商標が第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号、第 7 号又は第 16 号に掲げる商標に該当するものとなっているとき」とあるのは「その商標登録が第 64 条の規定に違反することとなったとき」と読み替えるものとする。

5. 第 57 条から第 62 条の 2 までの規定は、防護標章登録に係る再審及び訴訟に準用する。この場合において、第 59 条第 2 号中「第 37 条各号」とあるのは「第 67 条第 2 号から第 7 号まで」と、第 60 条中「登録商標に係る商標権」とあるのは「防護標章登録に係る防護標章登録に基づく権利」と、「商標権の設定の登録」とあるのは「防護標章登録に係る防護標章登録に基づく権利の設定の登録若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録」と、「又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該商標又はこれに類似する商標」とあるのは「について当該登録防護標章と同一の商標」と読み替えるものとする。

第 7 章の 2 マドリッド協定の議定書に基づく特例

第 1 節 国際登録出願

第 68 条の 2 (国際登録出願)

1. 日本国民又は日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）有する外国人であって標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書（以下「議定書」という）第 2 条（1）に規定する国際登録（以下「国際登録」という）を受けようとする者は、特許庁長官に次の各号のいずれかを基礎とした議定書第 2 条（2）に規定する出願（以下「国際登録出願」という）をしなければならない。この場合において、経済産業省令で定める要件に該当するときは、2 人以上が共同して国際登録出願をすることができる。
 - 一. 特許庁に継続している自己の商標登録出願又は防護標章登録出願（以下「商標登録出願等」という）
 - 二. 自己の商標登録又は防護標章登録（以下「商標登録等」という）
2. 国際登録出願をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な書面を提出しなければならない。
3. 願書には次の事項を記載しなければならない。
 - 一. 国際登録出願に係る商標の保護を求める議定書の締結国の国名
 - 二. 国際登録出願に係る商標の保護を求める商品又は役務並びに第 6 条第 2 項の政令で定める商品又は役務の区分
4. 国際登録出願に係る商標又は標章について議定書第 3 条（3）の規定の適用を受けようとする者は、その旨及び付した色彩又はその組み合わせを願書に記載し、かつ、その色彩を付した商標登録出願等に係る商標若しくは標章又は登録商標若しくは登録防護標章の写しを願書に添付しなければならない。

第 68 条の 3 (同前)

1. 特許庁長官は、国際登録出願の願書及び必要な書面を議定書第 2 条（1）に規定する国際事務局（以下「国際事務局」という）に送付しなければならない。
2. 特許庁長官は前項の場合において、願書の記載事項とその基礎とした商標登録出願等又は商標登録等の記載事項が一致するときは、その旨及び国際登録出願の受理の日を願書に記載しなければならない。
3. 第 1 項の場合において、特許庁長官は国際事務局に送付した国際登録出願の願書の写しを当

該国際登録出願の出願人に対して送付する。

第 68 条の 4 (事後指定)

1. 国際登録の名義人は、経済産業省令で定めるところにより、議定書第 3 条の 3 に規定する領域指定 (以下「領域指定」という) であって国際登録後のもの (以下「事後指定」という) を特許庁長官にすることができる。

第 68 条の 5 (国際登録の存続期間の更新の申請)

1. 国際登録の名義人は、経済産業省令で定めるところにより、議定書第 9 条に規定する国際出願の名義人の変更 (以下「国際出願の名義人の変更」という) の記録の請求を特許庁長官にすることができる。
2. 前項に規定する請求は、国際出願において指定された商品若しくは役務ごと又は国際登録が効力を有する条約国ごとにすることができる。

第 68 条の 7 (商標登録出願に関する規定に準用)

1. 第 77 条第 2 項で準用する特許法第 17 条第 3 項 (第 3 号に係る部分 <手数料不納に対する補正命令> に限る) 及び同法第 18 条第 1 項 <手続の却下> の規定は、国際出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に準用する。

第 68 条の 8 (経済産業省令への委任)

1. 第 68 条の 2 から前条まで定めるもののほか、国際出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に関し議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

第 2 節 国際商標登録出願に係る特例

第 68 条の 9 (領域指定による商標登録出願)

1. 日本国を指定とする領域指定は、議定書第 3 条 (4) に規定する国際登録の日 (以下「国際登録の日」という) にされた商標登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合は、議定書第 3 条の 3 (2) により国際登録に係る事後指定が議定書第 2 条 (1) に規定する国際事務局の登録簿 (以下「国際登録簿」という) に記録された日 (以下「事後指定の日」という) にされた商標登録出願とみなす。
2. 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表の上 (左) 欄に掲げる事項は、第 5 条第 1 項の規定により提出した願書に記載された同表の下 (右) 欄に掲げる事項とする。

国際登録の名義人の氏名又は名称及び住所又は居所	商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
国際登録の対象である商標	商標登録を受けようとする商標
国際登録において指定された商品又は役務及び当該商品又は役務の類	指定商品又は指定役務並びに第 6 条第 2 項の政令で定める商品及び役務の区分

第 68 条の 10 (国際商標登録出願の出願時の特例)

1. 前条第 1 項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定 (以下この章において「国際商標登録出願」という) に係る登録商標 (以下この章において「国際登録に基づく登録商標」という) がその商標登録前の登録商標 (国際登録に基づく登録商標を除く。以下この条に

において「国内登録に基づく登録商標」という)と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務と重複する場合であって、国際登録に基づく登録商標に係る商標権者と国内登録に基づく登録商標の商標権者が同一であるときは、国際商標登録出願はその重複している範囲においては、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日になされたものとみなす。

2. 第 68 条の 32 第 3 項及び第 4 項<パリ条約第 4 条の優先権>の規定は、前項の商標登録出願に準用する。

第 68 条の 11 (出願時の特例)

1. 国際商標登録出願についての第 9 条第 2 項<博覧会等に出品を理由とする新規性喪失の例外規定の適用申請>の規定の適用については、同項中「商標登録出願と同時に」とあるのは、「国際商標登録出願の日から 30 日以内」とする。

第 68 条の 12 (出願の分割の特例)

1. 国際商標登録出願については、第 10 条<出願の分割>の規定は、適用しない。

第 68 条の 13 (出願の変更の特例)

1. 国際商標登録出願については、第 11 条<団体商標 通常商標間の出願の変更>及び第 65 条<防護標章の出願の変更>の規定は、適用しない。

第 68 条の 14 (出願公開に係る商標公報の掲載事項の特例)

1. 国際商標登録出願についての第 12 条の 2 第 2 項<出願公開>の規定の適用については、同項第 2 号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際登録出願の場合は事後指定の日)」とする。

第 68 条の 15 (パリ条約等による優先権主張の手続の特例)

1. 国際商標登録出願については、第 13 条第 1 項において読み替えて準用する特許法第 43 条第 1 項から第 4 項まで<パリ条約による優先権主張の手続>の規定は、適用しない。
2. 国際商標登録出願については、第 13 条第 1 項において読み替えて準用する特許法第 43 条の 2 第 3 項において準用する特許法第 43 条第 1 項<パリ条約による優先権主張の手続>の規定の適用については、同項中「特許出願と同時に」とあるのは、「国際商標登録出願の日から 30 日以内」とする。

第 68 条の 16 (商標登録出願により生じた権利の特例)

1. 国際商標登録出願についての第 13 条第 2 項において準用する特許法第 34 条第 4 項<届出により第 3 者対抗要件>の規定の適用については、同項第 2 号中「相続その他一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「国際事務局」とする。
2. 国際商標登録出願については、第 13 条第 2 項において準用する特許法第 34 条第 5 項から第 7 項まで<相続等の届出、複数の届出、協議命令、>の規定は、適用しない。

第 68 条の 17 (国際登録の名義人の変更に伴う国際商標登録出願の取り扱い)

1. 国際登録の名義人の変更に伴い国際登録において指定された商品又は役務の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は、変更後の名義人についてのそれぞれの商標登録出願になったものとみなす。

第 68 条の 18 (補正後の新出願の特例)

1. 国際商標登録出願については、第 17 条の 2 第 1 項又は第 55 条の 2 第 3 項（第 60 条の 2 第 2 項で準用する場合を含む）において準用する意匠法第 17 条の 3 < 補正後の意匠についての
新出願、手続補正書提出日 > の規定は、適用しない。
2. 国際商標登録出願については、第 17 条の 2 第 1 項において準用する意匠法第 17 条の 4 < 補
正後の意匠についての新出願の期間延長 > の規定は、適用しない

第 68 条の 19（商標権の設定の登録の特例）

1. 国際商標登録出願についての第 18 条第 2 項 < 商標権の設定の登録 > に規定の適用については、同項中「第 40 条第 1 項の規定による登録料又は第 41 条の 2 第 1 項<登録料、登録料の分納>の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があったとき日から 30 日以内に納付すべき登録料の納付があったときは」とあるのは「商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があったときは」とする。
2. 国際商標登録出願についての第 18 条第 3 項 < 商標公報に掲載 > の規定の適用については、同項第 2 号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の日（事後指定に係る国際登録出願の場合は事後指定の日）」と、同条第 5 項中「登録番号及び設定の登録の年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び設定の登録の年月日」する。

第 68 条の 20（国際登録の消滅の効果）

1. 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲内で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。
2. 前条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 18 条第 2 項の規定により設定の登録を受けた商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という）は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲内で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。
3. 前 2 項の効果は、国際登録から当該国際登録が消滅した日から生ずる。

第 68 条の 21（国際登録に基づく商標権の存続期間）

1. 国際登録に基づく存続期間は、その国際登録の日（その商標権の設定の登録前に国際登録の更新期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から 10 年をもって終了する。
2. 国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の存続期間の更新により更新することができる。
3. 国際登録の存続期間の更新があったときは、その国際登録に基づく商標権の存続期間は、その満了の時に更新されたものとみなす。
4. 国際登録の存続期間の更新がなかったときは、その国際登録に基づく商標権は、その存続期間の満了の時にさかのぼって消滅されたものとみなす。

第 68 条の 22（存続期間の更新登録の特例）

1. 国際登録に基づく商標権については、第 19 条から第 22 条 < 更新登録の申請、商標権の回復、回復した商標権の効力の制限 > 並びに第 23 条第 1 項及び第 2 項 < 存続期間の更新登録 > の規定は、適用しない。
2. 国際登録に基づく商標権についての第 23 条第 3 項 < 商標公報への掲載 > の規定の適用につい

ては、同項中「前 2 項」とあるのは「国際登録の存続期間の更新」と、同項第 2 号中「登録番号及び更新登録の年月日」とあるのは「国際登録の番号及び国際登録の存続期間の更新の日」とする。

第 68 条の 23 (商標権の分割の特例)

1. 国際登録に基づく商標権については、第 24 条 < 商標権の分割 > の規定は、適用しない。

第 68 条の 24 (団体商標権に係る商標権の移転の特例)

1. 国際登録に基づく団体商標に係る商標権は、第 7 条第 3 項 < 適法法人の証明書 > に規定する書面を提出する場合を除き、移転することができない。
2. 国際登録に基づく商標権については、第 24 条の 3 < 団体商標権の移転 > の規定は、適用しない。

第 68 条の 25 (商標権の放棄の特例)

1. 国際登録に基づく商標権者は、その商標権を放棄することができる。
2. 国際登録に基づく商標権については、第 35 条において準用する特許法第 97 条第 1 項 < 特許権放棄の要件 > の規定は、適用しない。

第 68 条の 26 (商標権の登録の効果の特例)

1. 国際登録に基づく商標権の移転、放棄による消滅又は処分の制限は、登録しなければその効力を生じない。
2. 国際登録に基づく商標権については、第 35 条において読み替えて準用する特許法第 98 条第 1 項第 1 号及び第 2 項 < 登録の効果 > の規定は、適用しない。

第 68 条の 27 (商標原簿への登録の特例)

1. 国際登録に基づく商標権についての第 71 条第 1 項第 1 号 < 商標原簿への登録 > の規定の適用については、同項中「商標権の設定、存続期間更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「商標権の設定又は処分の制限」とする。
2. 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによる。

第 68 条の 28 (手続に補正の特例)

1. 国際商標登録出願については、第 15 条の 2 < 拒絶理由の通知 > (第 55 条の 2 第 1 項 (第 60 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む)において準用する場合を含む)又は第 15 条の 3 < 先後願による拒絶 > (第 55 条の 2 第 1 項 (第 60 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む)において準用する場合を含む)の規定により、指定された期間内に限り晩所に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標について補正することができる。
2. 国際商標登録出願については、第 68 条の 40 < 手続の補正 > の規定は、適用しない。

第 68 条の 29 (指定商品又は指定役務が 2 以上の商標権についての特則の特例)

1. 国際登録に基づく商標権についての第 69 条 < 複数指定商品指定役務の独立 > の規定の適用については、同条中「第 20 条第 4 項、第 33 条第 1 項、第 35 条において準用する特許法 97 条第 1 項 < 特許権放棄の要件 > 若しくは第 98 条第 1 項第 1 号 < 登録の効果 > 」とあるのは、「第 33 条第 1 項 < 無効審判請求登録前の実施 > 、第 68 条の 25 第 1 項 < 商標権の放棄 > 若し

くは第 68 条の 26 第 1 項 < 商標権の登録の効果 > と、「第 71 条第 1 項第 1 号 < 商標原簿への登録 > 」とあるのは「第 68 条の 27 第 1 項において読み替えて適用する第 71 条第 1 項第 1 号、第 68 条の 27 第 2 項 < 商標原簿への登録の特例 > 」とする。

第 68 条の 30 (国際登録に基づく商標権の個別手数料)

1. 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第 8 条 (7) (a) に規定する手数料 (以下この条においては「個別手数料」という) として、1 件ごとに、4 千 8 百円に一の区分につき 8 万 1 千円を加えた額に相当する額を国際登録前に国際事務局に納付しなければならない。
2. 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、1 件ごとに、15 万 1 千円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際登録前に国際事務局に納付しなければならない。
3. 国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権については、第 40 条から第 43 条まで < 登録料、同納付期限、分割納付、利害関係人の納付、返還、割増登録料 > 及び第 76 条第 2 項 < 手数料 > (別表第 1 号に掲げる部分に限る) の規定は、適用しない。

第 68 条の 31 (経済産業省令への委任)

1. 第 68 条の 9 から前条までに定めるもののほか、議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

第 3 節 商標登録出願等の特例

第 68 条の 32 (国際登録の取消後の商標登録出願の特例)

1. 議定書第 6 条 (4) の規定により日本国を指定する国際登録の対象であった商標について、当該国際登録において指定されていた商品又は役務の全部又は一部について当該国際登録が取り消されたときは、当該国際登録の名義人であった者は、当該商品又は役務の全部又は一部について商標登録出願をすることができる。
2. 前項の規定による商標登録出願は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の国際登録の国際登録の日 (同項の国際登録が事後指定に係るものである場合は当該国際登録に係る事後指定の日) にされたものとみなす。
 - 一. 前項の規定による商標登録出願が同項の国際登録が取り消された日から 30 日以内になされたものであること。
 - 二. 商標登録を受けようとする商標が前項の国際登録の対象であった商標と同一であること。
 - 三. 前項の商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が同項の国際登録において指定されていた商品又は役務に含まれていること。
3. 第 1 項の国際登録に係る国際商標登録出願についてパリ条約第 4 条の規定による優先権が認められているときは、同項の規定による商標登録出願に当該優先権が認められる。
4. 第 1 項の国際登録に係る国際商標登録出願について第 9 条の 3 又は第 13 条第 1 項において読み替えて準用する特許法第 43 条の 2 第 2 項 < 同盟国以外の互惠国 > の規定による優先権が認められているときも、同項と同様とする。
5. 第 1 項の規定による商標登録出願についての第 10 条第 1 項に規定の適用については、同項中「商標登録出願の一部」とあるのは、「商標登録出願の一部 (第 68 条の 32 第 1 項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれるものに限る) 」とする。

第 68 条の 33 (議定書の廃棄後の商標登録出願の特例)

1. 議定書第 15 条 (5) (b) の規定により、日本国を指定する国際登録の名義人が議定書第 2 条 (1) の規定に基づく国際出願をする資格を有する者でなくなったときは、当該国際登録の名義人であった者は、当該国際登録において指定されていた商品又は役務について商標登録出願をすることができる。
2. 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、前条第 2 項第 1 号中「同項の国際登録が取り消された日から 30 日以内」とあるのは、「議定書第 15 条 (3) の規定による廃却の効果が生じた日から 2 年以内」と読み替えるものとする。

第 68 条の 34 (拒絶理由の特例)

1. 第 68 条の 32 第 1 項又は前条第 1 項の規定による商標登録出願についての第 15 条 < 拒絶査定 > の規定の適用については、同条中「次の各号のいずれかに該当するとき」とあるのは、「次の各号のいずれかに該当するとき又は第 68 条の 32 第 1 項若しくは第 68 条の 33 第 1 項の規定による商標登録出願が第 68 条の 32 第 1 項若しくは第 68 条の 33 第 1 項若しくは第 68 条の 32 第 2 項各号 (第 68 条の 32 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む) に規定する
2. 国際登録に係る商標権であったものについての第 68 条の 32 第 1 項又は前条第 1 項の規定による商標登録出願 (第 68 条の 37 及び第 68 条の 39 において「旧国際登録に係る商標権の再出願」という) については、第 15 条 (第 1 号及び第 2 号に係る部分に限る) の規定は、適用しなし。

第 68 条の 35 (商標権の設定の登録の特例)

1. 第 68 条の 32 第 1 項又は第 68 条の 33 第 1 項の規定による商標登録出願については、当該出願に係る国際登録の国際登録日 (国際登録が更新されているときは、要件を満たしていないとき) とする。直近の更新の日) から 10 年以内に商標登録すべき旨の査定又は審決があったときは、第 18 条第 2 項 < 登録料の納付後の設定登録 > の規定にかかわらず、商標権の設定の登録をする。

第 69 条の 36 (存続期間の特例)

1. 前条に規定する商標権の存続期間は、当該出願の係る国際登録の国際登録日 (当該国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日) から 10 年をもって終了する。
2. 前項に規定する商標権の存続期間については、第 19 条第 1 項 < 存続期間 > の規定は、適用しない。

第 68 条の 37 (登録異議の申立ての特例)

1. 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第 43 条の 2 < 登録異議の申立て 2 月以内 > の規定の適用については、同条中「商標登録」とあるのは、「商標登録 (旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録にあっては、もとの国際登録に係る商標登録について登録異議の申立てがなされることなくこの条に規定する期間を経過したものを除く) 」とする。

第 68 条の 38 (商標登録の無効の審判の特例)

1. 第 68 条の 32 第 1 項又は第 68 条の 33 第 1 項の規定による商標登録出願に係る商標登録についての第 46 条第 1 項の審判については、同項中「次の各号のいずれかに該当するとき」とあるのは、「次の各号のいずれかに該当するとき又は第 68 条の 32 第 1 項若しくは第 68 条の 33 第 1 項の規定による商標登録出願が第 68 条の 32 第 1 項若しくは第 68 条の 33 第 1 項若しくは第 68 条の 32 第 2 項各号 (第 68 条の 32 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む)

の規定に違反してなされたとき」とする。

第 68 条の 39 (同前)

1. 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第 47 条 < 10 年の時効 > の規定の適用については、同条中「請求することができない」とあるのは、「請求することができない。商標権の設定の登録の日から 5 年を経過する前であっても、旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録については、もとの国際登録に係る商標登録について本条の規定による第 46 条第 1 項の審判の請求ができなくなっているときも、同様とする。」とする。

第 8 章 雑則

第 68 条の 40 (手続の補正)

1. 商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続をした者は、事件が審査、登録異議の申立てについての審理又は再審に継続している場合に限り、その補正をすることができる。
2. 商標登録出願をした者は、前項の規定にかかわらず、第 40 条第 1 項 < 登録料 > 又は第 41 条の 2 第 1 項 < 登録料の分割納付 > の規定による登録料の納付と同時に、商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正をすることができる。

第 69 条 (指定商品又は指定役務は 2 以上の商標権についての特則)

1. 指定商品又は指定役務は 2 以上の商標登録又は商標権についての第 13 条の 2 第 4 項 < 請求権の消滅 > (第 68 条第 1 項において準用する場合を含む)、第 20 条第 4 項 < 更新登録の不請求による消滅 >、第 33 条第 1 項 < 無効審判請求前の使用による権利 >、第 35 条において準用する特許法第 97 条第 1 項 < 特許権等の放棄 > 若しくは第 98 条第 1 項第 1 号 < 登録の効果 >、第 43 条の 3 第 3 項 < 登録異議の決定 >、第 46 条第 2 項 < 消滅後の無効審判 >、第 46 条の 2 < 無効審決の効果 >、第 54 条 < 商標登録取消審決後の消滅 >、第 56 条第 1 項において若しくは第 61 条において準用する同法第 174 条第 2 項においてそれぞれ準用する同法第 132 条第 1 項 < 共同審判 >、第 59 条 < 再審により回復した商標権の効力の制限 >、第 60 条 < 同前 >、第 71 条第 1 項第 1 号 < 商標原簿への登録 > 又は第 75 条第 2 項第 4 号 < 虚偽表示の禁止 > の規定の適用については、指定商品又は指定役務ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

第 70 条 (登録商標に類似する商標等についての特則)

1. 第 25 条 < 商標権の効力 >、第 29 条 < 鑑定嘱託 >、第 30 条第 2 項 < 専用使用権者 >、第 31 条第 2 項 < 通常実施権者の権利 >、第 31 条の 2 第 1 項 < 団体構成員の権利 >、第 34 条第 1 項 < 質権 >、第 38 条第 3 項 < 契約対価相当額 >、第 50 条 < 不使用取消し審判 >、第 52 条の 2 第 1 項 < 不正競争目的の移転 >、第 59 条第 1 号 < 再審で回復した商標権の効力の制限 >、第 64 条 < 防護標章登録の要件 >、第 73 条 < 商標登録表示 > 又は第 74 条 < 虚偽表示の禁止 > における「登録商標」には、その登録商標に類似する商標であって、色彩を同一にするとすれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含むものとする。
2. 第 4 条第 1 項第 12 号 < 他人の防護標章 > 又は第 67 条 < 侵害とみなす行為 > における「防護標章」には、その登録防護標章に類似する標章であって、色彩を同一にするとすれば登録防護標章と同一の標章であると認められるものを含むものとする。
3. 第 37 条第 1 号 < 侵害とみなす行為 > 又は第 50 条第 1 項 < 商標登録の取消しの審判 > におけ

る「登録商標に類似する商標」には、その登録商標に類似する商標であって、色彩を登録商標と同一にするとすれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含まないものとする。

第 71 条（商標原簿への登録）

1. 次に掲げる事項は、特許庁に備える商標原簿に登録する。
 - 一. 商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限
 - 二. 防護標章登録に基づく権利の設定、存続期間の更新、移転又は消滅
 - 三. 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
 - 四. 商標権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限
2. 商標原簿は、その全部又は一部を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。
3. この法律で規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

第 71 条の 2（商標登録証の交付）

1. 特許庁長官は、商標権の設定の登録があったときは、又は防護標章に基づき権利の設定の登録があったときは、商標権者に対し、商標登録証又は防護標章登録証を交付する。
2. 商標登録証又は防護標章登録証の再交付については、経済産業省令で定める。

第 72 条（証明等の請求）

1. 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープを持って調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 一. 第 46 条第 1 項（第 68 条第 4 項において準用する場合を含む）、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項、第 52 条の 2 第 1 項、第 53 条第 1 項若しくは第 53 条の 2（第 68 条第 4 項で準用する場合を含む）の審判又はこれらの審決の確定審決に対する再審に係る書類であって、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 2 条第 6 項に規定する営業秘密をいう）が記載されている旨の申出があったもの
 - 二. 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれのあるもの
 - 三. 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
2. 特許庁長官は、前項第 1 号又は第 2 号に掲げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。
3. 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープを持って調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定は、適用しない。

第 73 条（商標登録表示）

1. 商標権者、専用実施権者又は通常実施権者は、経済産業省令で定めるところにより、指定商品若しくは指定商品の包装若しくは指定役務の提供の用に供する物に登録商標を付するときは、その商標にその商標が登録商標である旨の表示（以下「商標登録表示」という）を付するように努めなければならない。

第 74 条（虚偽表示の禁止）

1. 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一. 登録商標以外の商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為
 - 二. 指定商品又は指定役務以外の商品又は役務について登録商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為
 - 三. 商品若しくはその商品の包装に登録商標以外の商標を付したものの、指定商品以外の商品若しくはその商品の包装に商品に係る登録商標を付したものの又はその商品若しくはその商品の包装に役務に係る登録商標を付したものであって、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものを譲渡又は引渡しのために所持する行為
 - 四. 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標以外の商標を付したものの、指定役務以外の役務の提供に当たりそのその提供を受ける者の利用に供する物に役務に係る登録商標を付したものの又は役務の提供に当たりそのその提供を受ける者の利用に供する物に役務に係る登録商標を付したものであって、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したもの（次号において「役務に係る虚偽商標登録表示」という）を、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為
 - 五. 役務に係る虚偽商標登録表示物を、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為

第 75 条（商標公報）

1. 特許庁は商標公報を発行する。
2. 商標公報には、この法律で定めるもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。
 - 一. 出願公開後における拒絶すべき旨の査定又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願の放棄又は取り下げ若しくは却下
 - 二. 出願公開後における商標登録出願により生じた権利の承継
 - 三. 出願公開後における願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標若しくは防護商標登録を受けようとする標章についてした補正
 - 四. 商標権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第 41 条の 2 第 4 項（**追納期間の看過による消滅**）に規定するものを除く）
 - 五. 登録異議の申立て若しくは再審の請求又はこれらの取下げ
 - 六. 登録異議の申立てについての確定した決定、審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決
 - 七. 第 63 条第 1 項の訴えについての確定判決

第 76 条（手数料）

1. 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
 - 一. 第 13 条第 2 項において準用する特許法第 34 条第 4 項の規定により承継の届出をする者
 - 二. 第 17 条の 2 第 2 項（第 68 条第 2 項で準用する場合を含む）において準用する意匠法第 17 条の 4、第 41 条第 2 項（第 41 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む）、第 43 条の 4 第 3 項（第 68 条第 4 項で準用する場合を含む）、第 65 条の 8 第 3 項若しくは次条

- 第 1 項において準用する特許法第 4 条若しくは第 5 条第 1 項の規定による期間の延長又は次条第 1 項において準用する同法第 5 条第 2 項の規定による期日の変更を請求する者
- 三. 第 68 条の 2 の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者
- 四. 第 68 条の 4 の規定により特許庁長官に事後指定をする者
- 五. 第 68 条の 5 の規定により特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者
- 六. 第 68 条の 6 の規定により特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者
- 七. 商標登録証又は防護標章登録証の再交付を申請する者
- 八. 第 72 条第 1 項に規定により証明を請求する者
- 九. 第 72 条第 1 項に規定により書類の謄本又は抄本を請求する者
- 十. 第 72 条第 1 項に規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
- 十一. 第 72 条第 1 項に規定により商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者
2. 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

手数料

	納付しなければならない者	金 額
1	商標登録出願をする者	1 件につき 6 千円に 1 の区分につき 1 万 5 千円を加えた額
2	防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願をする者	1 件につき 1 万 2 千円に 1 の区分につき 3 万円を加えた額
3	商標権の分割を申請する者	1 件につき 3 万円
4	第 28 条第 1 項 (第 68 条第 3 項において準用する場合を含む) の規定により判定を求める者	1 件につき 4 万円
5	登録異議の申立てをする者	1 件につき 3 千円に 1 の区分につき 8 千円を加えた額
6	登録異議の申立てについての審理への参加を申請する者	1 件につき 1 万 1 千円
7	審判又は再審の請求をする者	1 件につき 1 万 5 千円に 1 の区分につき 4 万円を加えた額
8	審判又は再審への参加を申請する者	1 件につき 5 万 5 千円

3. 第 2 項の規定は、国又は独立行政法人であってその業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに属する商標権には、適用しない。
4. 第 1 項及び第 2 項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が商標権、商標登録出願により生じた権利若しくは防護標章登録に基づく権利を共有する国と第 40 条第 3 項の政令で定める独立行政法人であるとき、又はこれらの権利を共有する同項の政令で定める独立行政法人であるときは、適用しない。

5. 商標権、商標登録出願により生じた権利若しくは防護標章登録に基づく権利が国等（国又は第2項の政令で定める独立行政法人をいう。第76条第3項及び第5項<手数料>において同じ）と国等以外の者（国及び第3項の政令で定める独立行政法人以外の者をいう。以下この項及び同条第5項において同じ）と国等以外の者との共有に係る場合であって持分の定めのあるときは、国等以外の者が自己の商標権、商標登録出願により生じた権利若しくは防護標章登録に基づく権利について第1項又は第2項の規定にとり納付すべき登録料（政令で定めるものに限る）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国等以外の者の持分割合を乗じて得た金額とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。
6. 前項の規定により算出した登録料の金額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
7. 第1項又は第2項の登録料の納付は、経済産業省の定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納めることができる。
8. 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。
9. 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から1年を経過した後は、請求することができない。

第77条（特許法の準用）

1. 特許法第3条から第5条まで（期間及び期日）の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。この場合において、同法第4条中「第121条第1項」とあるのは、「商標法第44条第1項<拒絶査定不服審判>若しくは第45条第1項<補正却下に対する審判>」と読み替えるものとする。
2. 特許法第6条から第9条まで、第17条から第24条まで並びに第194条（手続）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第6条第1項中「出願審査の請求」とあるのは「登録異議申立」と、同法第7条の第4項中「相手側が請求した審判又は再審」とあるのは「その商標権若しくは防護標章登録に基づく権利に係る登録異議の申立又は相手側が請求した審判又は再審」と、同法第9条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第44条第1項<拒絶査定不服審判>若しくは第45条第1項<補正却下に対する審判>」と、同法第14条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第44条第1項又は第45条第1項の審判」と、同法第17条第3項中「二.手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき」とあるのは「二.手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。二の二.手続について商標法第40条第2項の規定による登録料又は同法第41条の2第2項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料(商標法第43条第1項又は第2項の規定により納付すべき割増登録料を含む)を納付しないとき」と、同法第18条の2第1項中「できないもの」とあるのは「できないもの（商標法第5条の2第1項各号<出願の日の認定>（同法第68条第1項において準用する場合を含む）に該当するものを除く）」と、同法第23条第1項及び第24条中「審判」とあるのは「登録異議の申立についての審理及び決定、審判」と同法第194条第1項中「審判」とあるのは「登録異議の申立、審判」と読み替えるものと

する。

3. 特許法第 25 条（外国人の権利の享有）の規定は、商標権その他商標登録に関する権利準用する。
4. 特許法第 26 条（条約の効果）の規定は、商標登録及び防護標章登録に準用する。
5. 特許法第 189 条から 192 条まで（送達、民訴法の準用、公示送達、在外人の特許管理人）の規定は、この法律の規定による送達に準用する。
6. 特許法第 195 条の 3 <行政不服審査法第 2 章及び第 3 章不適用> の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。
7. 特許法第 195 条の 4（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律に基づく審査、補正の却下の決定、取消決定又は審決及び登録異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないとされる処分に準用する。

第 77 条の 2（経過措置）

1. この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その命令又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む）を定めることができる。

第 8 章 罰則

第 78 条（侵害の罪）

1. 商標権又は専用実施権を侵害した者（第 37 条又は第 67 条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 78 条の 2

1. 第 37 条又は第 67 条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 79 条（詐欺の行為の罪）

1. 詐欺の行為により商標登録又は防護標章登録、商標権若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録、登録異議の申立てについての決定又は審決を受けた者は、3 年以下の懲役又は 3 百万円以下の罰金に処す。

第 80 条（虚偽表示の罪）

1. 第 74 条 <虚偽表示の禁止> の規定に違反した者は、3 年以下の懲役又は 3 百万円以下の罰金に処す。

第 81 条（偽証等の罪）

1. この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、3 月以上 10 年以下の懲役に処す。
2. 前項の罪を犯した者がその事件の判定の謄本が送達され、又は登録異議の申立てについての決定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第 81 条の 2 (秘密保持命令違反の罪)

1. 第 39 条において準用する特許法第 105 条の 4 第 1 項の規定(第 13 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。) による命令を違反した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又は併科する。
2. 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
3. 第 1 項の罪は、日本国外において同罪の罪を犯した者にも適用する。

第 82 条 (両罰規定)

1. 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その法人に対して各本条の罰金刑を科する。
 - 一. 第 78 条、第 78 条の 2 又は前条第 1 項 3 億円以下の罰金刑
 - 二. 第 79 条又は第 80 条 1 億円以下の罰金刑
2. 前項の場合において、当該行為者に対して前条第 2 項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。
3. 第 1 項の規定により第 78 条、第 78 条の 2 又は前条第 1 項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

第 83 条 (過料)

1. 第 28 条第 3 項 (第 63 条第 3 項で準用する場合を含む) において準用する特許法第 71 条第 3 項において、第 43 条の 8 (第 60 条の 2 第 1 項及び第 68 条第 4 項で準用する場合を含む) 若しくは第 56 条第 1 項 (第 68 条第 4 項で準用する場合を含む) において、第 61 条第 1 項 (第 68 条第 5 項で準用する場合を含む) において準用する同法第 174 条第 2 項において、第 62 条第 1 項において準用する意匠法第 58 条第 2 項において、又は第 62 条第 2 項 (第 68 条第 5 項で準用する場合を含む) において準用する同法第 58 条第 3 項において、それぞれ準用する特許法第 151 条において準用する民事訴訟法第 207 条第 1 項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対して虚偽の陳述をしたときは、10 万円以下の過料に処する。

第 84 条 (同前)

1. この法律の規定により特許庁又はその囑託を受けた裁判所から呼び出しを受けた者が正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定又は通訳を拒んだときは、10 万円以下の過料に処する。

第 85 条 (同前)

1. 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその囑託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかったときは、10 万円以下の過料に処する。

終り

営業秘密とそのルーツについて

1. **営業秘密**を保護する「不正競争防止法」のルーツはパリ条約である。

パリ条約第 10 条の 2<1935 年ヘーグ改正規定>

(1)各同盟国は、同盟国の国民を不正競争から有効に保護する。

(2)工業上又は商業上の公正な習慣に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。

(3)特に、次の行為、主張及び表示は、禁止される。

- ①いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動と混同を生じさせるようなすべての行為
- ②競争者の営業所、産品又は工業上若しくは営業上活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
- ③産品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

2. 米国の統一トレードシークレット法(1979 年に制定)のルーツは 1939 年の「不正行為のリステートメント 757 条」である。

(1) 不正行為のリステートメント 757 条

「**トレードシークレット**とは、事業に使用する処方(formula)、パターン、(pattern)、装置(device)、又は情報の編集物(compilation)の集合よりなり、その所有者が他の者にこれを知らず又は使用しない競業者に対し有利な地位を取得させることができるものである。これは、化合物の反応、物の製造、処理若しくは保存のプロセス、機械その他装置のパターン、又は顧客リストであっても良い。これは、営業活動における単一の又は一時的なできごとに関する情報でない点において営業におけるその他の情報と異なる。・・・部分省略・・・**トレードシークレット**とは営業活動において継続的に使用するためのプロセス又は装置である。」

(2)米国「統一トレードシークレット法(1979 年)」における営業秘密の定義

「処方(formula)、パターン(pattern)、装置(device)、編集物(compilation)、方法(method)、技術(technique)又はプロセス(process)を含む情報であり・・・」

- ①その開示又は使用によって経済的価値を得ることができる他の者に、一般的に知られてないこと及び正当な手段によって容易に調べられないことから、実際の又は潜在的である独立した経済的価値が得られるもの及び
- ②秘密を保持するために、置かれている状況下で合理的な努力がなされているもの

3. わが国の営業秘密に関する不正競争防止法の条文

第2条(定義)第1項

- 四. 窃取、詐欺、脅迫その他の不正の手段により**営業秘密**を取得する行為(以下「不正取得行為」という)又は不正取得行為により取得した**営業秘密**を使用し若しくは開示する行為(秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ)
- 五. その**営業秘密**について不正取得行為が介在することを知って、若しくは重大な過失により知らないで**営業秘密**を取得し、又はその**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為
- 六. その取得した後にその**営業秘密**について不正取得行為が介在することを知って、若しくは重大な過失により知らないで**営業秘密**を取得し、又はその**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為
- 七. **営業秘密**を保有する事業者(以下「事業者」という)からその**営業秘密**を示された場合において、不正の競争その他の不正の利益を得る目的で、又はその所有者に損害を加える目的で、その**営業秘密**を使用し、又は開示する行為
- 八. その**営業秘密**について不正開示行為(前号に規定する場合において前号に規定する目的でその**営業秘密**を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその**営業秘密**を開示する行為をいう。以下同じ)であること若しくはその**営業秘密**について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで**営業秘密**を取得し、又はその取得した**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為
- 九. その取得をした後にその**営業秘密**について不正開示行為があったこと若しくはその**営業秘密**について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないでその取得した**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為

第2条第4項(営業秘密の定義)

この法律において「**営業秘密**」とは、秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然知られていないものをいう。

第8条(消滅時効)

- I. 第2条第1項第4号から第9号までに掲げる不正競争のうち、**営業秘密**を使用する行為に対する第3条第1項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を害され、又は侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から**3年間行わないときは、時効によって消滅**する。その行為の**開始の時から10年を経過**したときも、同様とする。

4. わが国の**営業秘密**に関する不正競争防止法の特徴

- ①民法、刑法とセットになった法律であり、ドイツ法のような完結型でない。
- ②**営業秘密**の差止請求権及び損害賠償請求権に、知ってから3年、行為開始から10年の消滅時効がある。
- ③窃盗罪、横領罪に該当する場合を除き、刑罰がない。
- ④**営業秘密**の範囲が狭い。

5. 営業秘密に関する諸外国の法制一覧表

国名	保護法制	保護の態様		
		差止	損害賠償	刑罰
米国	統一トレードシークレット法 コモン・ロウ 刑法	○	○	○
英国	コモン・ロウ 刑法	○	○	△(窃盗罪、横領罪に該当する場合のみ)
フランス	民法(不正競争に関する判例法)、刑法	○	○	△(製造秘密のみ)
イタリア	民法(不正競争に関する判例法)、刑法	○	○	○
カナダ	コモン・ロウ 刑法	○	○	△(窃盗罪、横領罪に該当する場合のみ)
ドイツ	不正競争防止法	○	○	○
スイス	不正競争防止法	○	○	○
オーストリア	不正競争防止法	○	○	○
日本	不正競争防止法 民法 刑法	△ 消滅時効 がある	△ 消滅時効 がある	△(窃盗罪、横領罪に該当する場合のみ)

出典：(財)知的財産研究所、但し原資料の日本は差止×、損害賠償○であったが、消滅時効があるという理由での両者とも△に変えた。

6. 営業秘密に関する最近の判例

判示の要点	事件番号	判決の要点	出典
スイスの印刷会社が昭和30年代から42年までに販売した印刷機に関する営業秘密が否定された事例	秘密保持義務存在確認等請求控訴請求事件、東京高裁平12(㊦)4119号、平14.5.29民13部判決、控訴棄却(確定)、1審東京地裁昭和60年(㊦)4131号、平12.4.26	極めて古い時期に販売した印刷機に対する平成2年改正不正競争防止法による「営業秘密」の存在が争われ、判決は、売買契約書には秘密保持義務の明示が不明確であり、公知の技術情報や控訴人が秘密として管理していない技術情報は営業秘密とは認められない、と判示した。	判例時報 No. 1795 平14.11.11

エルメスのバッグを模造して製造販売している原告は他の模造者を不競法の利益を享受できないとされた事例	損害賠償請求事件、東京地裁平 8(7)15112 号平 12.9.28 民 46 部判決、棄却(確定)	本件判決は、不競法 2 条 1 項 3 号所定の商品形態の模倣行為に対する同法 4 項による損害賠償請求権を有する者は当該商品を開発し市場においた者に限られると判示し、模造者である原告は同様に模造者である被告に対する損害賠償を否定した。 営業秘密 に対する請求も棄却した。	判例時報 No. 1760 平 13.11.21
元従業員により持出された医療用機械器具輸入会社の情報は不競法 2 条 1 項 4 号の 営業秘密 に該当しないとして損害賠償請求が棄却された事例	損害賠償請求事件、東京地裁平 8(7)15112 号平 12.9.28 民 46 部判決、棄却(確定)	原告会社の情報は左記条文における 営業秘密 の法的要件に該当する秘匿保管(アクセス者の制限、「秘」の明示、施錠管理)が行なわれていなかったと判示した。また元従業員による 営業秘密 の不正取得の有無についても原告の売上減のみでは裏付不足であり、被告の営業努力を容認し、 営業秘密 の不正取得を理由とする損害賠償請求を棄却した。	判例時報 No. 1764 平 14.1.1
元従業員により 営業秘密 が不正に取得されたとする事件で不競法 2 条 1 項 4 号の 営業秘密 に該当しないとされた事例	不正競争行為差止等請求事件、東京地裁平 11(7)19224 号、平 12.12.7 民 46 部判決、棄却(控訴<控訴取下>)	車両運行管理会社の元従業員が当該会社の 営業秘密 を不正取得されたとされる事件で、同法の 営業秘密 の条件である「秘密として管理されている」状態が認められず、また元従業員が作成していた資料は前の会社の資料以外も相当数含み、かつ不正取得をうかがわせる事情も無いとして請求を棄却	判例時報 No. 1771 平 14.3.11
放射線測定機械器具販売会社の保有する情報は不競法 2 条 1 項 4 号の 営業秘密 に該当するとし差止請求が容認された事例	損害賠償請求(甲事件)、営業行為差止等請求事件(乙事件)、東京地裁平 10(7)4447 号(甲)・13585 号(乙)平 12.10.31 民 46 部判決、一部容認、一部棄却(控訴<控訴棄却>)	左記条文における 営業秘密 の秘匿性はフロッピーディスクに保管され、アクセス者が限られ、社内規則があれば「秘」の明示がなくても足りる。元社員は元の会社の顧客情報等を作成してこれをコピーして持ち出し、その情報をも基づく営業行為の 損害賠償 を容認し、 営業行為の差止と同資料の廃棄 を命じた。	判例時報 No. 1768 平 14.2.11

注 1：平成 12 年以降に提起され、判決があった事件は 5 件であった。その内損害賠償と差止を容認した事件は僅かに 1 件であった。

注 2：営業秘密(トレードシークレット)に関する報告書、(社)工作機械工業会技術資料 28-1992、知的財産部会知的産物委員会作製